

第158期 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日～2024年3月31日

日 時 _____

2024(令和6)年6月26日(水曜日)

午前10時

場 所 _____

名古屋市熱田区六野一丁目3番16号

当社本館1階ホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面およびインターネットによる議決権行使期限

2024年6月25日(火曜日)午後5時15分まで

決議事項 _____

【議案】

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

株主さまを対象に、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ぜひご利用ください。**株主総会当日のお土産はご用意しておりません。**何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



DS
Digital Society



CN
Carbon Neutrality

Surprising Ceramics.

 **日本ガイシ**



©NGK-kero/dwarf

証券コード:5333

NGKグループ理念

NGK Group Philosophy

私たちの使命 Our Mission

社会に新しい価値を
そして、幸せを
Enriching Human Life
by Adding New Value to Society.

私たちが目指すもの Our Values

人材
Quality of People

製品
Quality of Product

経営
Quality of Management

挑戦し高めあう
Embrace challenges and teamwork.

期待を超えていく
Exceed expectations.

信頼こそが全ての礎
Social trust is our foundation.

NGKグループビジョン Road to 2050

2050年の未来社会を見据え、カーボンニュートラルの実現とデジタル社会への爆発的進化という大きな流れを新たな発展機会と捉え、①E S G経営の推進、②収益力向上、③研究開発への注力、④商品開花への注力、⑤DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進の5つの変革に取り組み、“Surprising Ceramics.”をスローガンに当社独自のセラミック技術を活かし、「第三の創業」に向けて事業構成の転換を図ってまいります。



NGKグループビジョン

ありたい姿

独自のセラミック技術で
カーボンニュートラルと
デジタル社会に貢献する

なすべきこと

5つの変革により事業構成を転換する

© 2021 NGK INSULATORS, LTD. All rights reserved.

NGKグループビジョンの詳細につきましては、当社HP (<https://www.ngk.co.jp/info/vision/>) をご覧ください。

証券コード 5333
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日 2024年5月30日)

株 主 各 位

名古屋市瑞穂区須田町2番56号

日本碍子株式会社

取締役社長 小 林 茂

第158期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第158期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第158期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.ngk.co.jp/ir/meeting/>



また、このほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所
ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにてアクセスして、銘柄名（日本碍子）または証券コード（5333）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月25日（火曜日）午後5時15分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024（令和6）年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所	名古屋市熱田区六野一丁目3番16号 当社本館1階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第158期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査 役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第158期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件
4. 議決権の 行使に関する 事項	・ 6頁に記載の「議決権行使方法についてのご案内」をご参照くださ い。

以 上

- 電子提供措置事項のうち、下記①～④の書類につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①新株予約権等に関する事項
 - ②連結注記表
 - ③株主資本等変動計算書
 - ④個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

□ 株主総会にご出席される場合



◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。受付開始時刻は、午前8時45分を予定しております。

◎株主さまでない代理人および同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席できませんので、ご注意ください申し上げますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2024年**6月26日**(水曜日)午前**10時**

□ 株主総会にご出席されない場合

1 書面(郵送)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき下記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年**6月25日**(火曜日)午後**5時15分**まで

2 インターネットによる議決権行使



後記(7頁~8頁)のインターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、画面の案内に従って、下記の行使期限までに賛否を入力してください。

行使期限

2024年**6月25日**(火曜日)午後**5時15分**まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

1. 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
2. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンなどから議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2024年6月25日（火）

午後5時15分まで

□ QRコードを読み取る方法(スマートフォンの場合)

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」を入力することなくログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



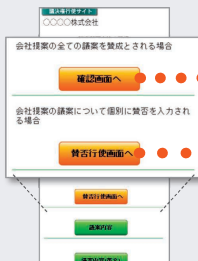
議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

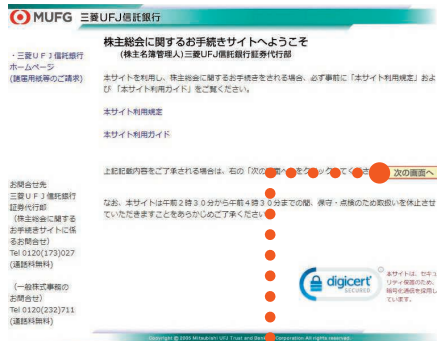
画面の案内に従って行使完了です。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

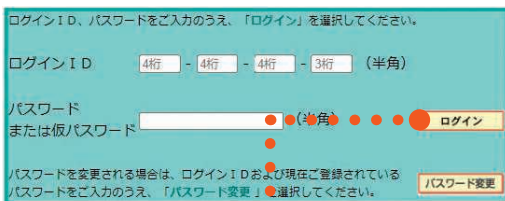
□ ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使サイトにアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



□ 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォールなどを使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合など、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

□ 注意事項

- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- アクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金など）は、株主さまのご負担とさせていただきます。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)



株主総会ライブ配信のご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時

2024年6月26日（水）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日午前9時30分頃よりご覧いただけます。

2. ご視聴方法

①下記URLまたはQRコードを用いて、ライブ配信のログインページへアクセスしてください。

視聴用
ウェブサイトURL

<https://www.virtual-sr.jp/users/ngk/login.aspx>



②株主さま認証画面（ログイン画面）で「株主ID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

株主ID▶ 議決権行使書用紙等に記載の「株主番号」（数字8桁）

パスワード▶ お届けご住所の「郵便番号」（ハイフン除く数字7桁）

席次	席次に対する賛否	議決権の数
第1号	賛 否	議決権の数
第2号	賛 否	議決権の数
第3号	賛 否	議決権の数
第4号	賛 否	議決権の数
第5号	賛 否	議決権の数
第6号	賛 否	議決権の数

パスワード（郵便番号）

株主 ID（株主番号）

ご視聴に関する留意事項

- ・ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への「出席」と認められません。
- ・ライブ配信のご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。
- ・ご使用のパソコン環境、スマートフォン環境や通信環境等の影響により、ライブ配信の映像や音声に乱れ等の不具合が生じる場合がございます。
- ・ご視聴に際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- ・ライブ配信をご視聴いただく株主さまは、質問等を行うことはできません。また、当日採決に参加し議決権の行使を行うことはできないため、事前にご行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・「株主ID」および「パスワード」の第三者への提供、撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ・万一、何らかの事情によりライブ配信を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト

<https://www.ngk.co.jp/ir/meeting/>

ライブ配信（視聴不具合等）に関するお問合わせ先

株式会社 J ストリーム ライブサポート係 TEL：054-333-9212

対応日時：2024年6月26日（水）9：30～株主総会終了時刻まで

オンデマンド配信のご案内

当日、本総会にご出席されない株主さまのために、株主総会の一部の様様について、その映像と音声をオンデマンドにて配信いたします。

期間 2024年6月27日（木）～ 2024年7月31日（水）

視聴希望の株主さまは、以下のURLにアクセスください。

日本ガイシ株式会社/IR情報/株主総会

<https://www.ngk.co.jp/ir/meeting/>

または、サーチエンジンにて以下の検索を行ってください。

スマートフォン等から以下のQRコードを読み取る方法でもアクセスできます。



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開ならびに収益の状況等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金25円 総額 7,448,190,000円
3	剰余金の配当が効力を生ずる日 2024年6月27日（木曜日）

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、社外取締役4名を含む取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案が原案どおり承認されますと、当社取締役の3分の1以上が独立社外取締役となります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、取締役候補者は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会（委員長：独立社外取締役）において審議し、取締役会が同委員会の答申を踏まえて決定しております。

候補者 番号		候補者氏名		現在の当社における 地位、担当	取締役会への 出席状況
1	再任	おおしま たく 大島 卓		代表取締役会長	100% (15回/15回)
2	再任	こばやし しげる 小林 茂		代表取締役社長	100% (15回/15回)
3	再任	にわ ちあき 丹羽 智明		代表取締役副社長	100% (15回/15回)
4	再任	いわさき りょうへい 岩崎 良平		代表取締役副社長	100% (15回/15回)
5	再任	しんどう ひであき 神藤 英明		取締役常務執行役員	100% (15回/15回)
6	新任	いながき まゆみ 稲垣 真弓		執行役員	—
7	再任	はまだ えみこ 浜田 恵美子	社外 独立	社外取締役	100% (15回/15回)
8	新任	さくま ひろし 佐久間 浩	社外 独立	—	—
9	新任	かわかみ のりこ 川上 紀子	社外 独立	—	—
10	新任	みやもと けんご 宮本 健悟	社外 独立	—	—

候補者番号

1



- 所有する当社の株式の数
30,000株
- 保有する新株予約権の個数
66個 (66,000株相当)
- 取締役会への出席状況
100% (15回/15回)

おおしま
大島

たく
卓

1956年7月14日生

再任

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年3月 当社入社
- 2007年6月 当社執行役員
- 2011年6月 当社常務執行役員
- 2014年6月 当社代表取締役社長
- 2020年6月 東海旅客鉄道株式会社 社外取締役 (現任)
- 2021年4月 当社代表取締役会長 (現任)
- 2021年5月 愛知県経営者協会 会長 (現任)
- 2021年6月 東邦瓦斯株式会社 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況) 愛知県経営者協会 会長
東海旅客鉄道株式会社 社外取締役
東邦瓦斯株式会社 社外取締役

■ 取締役候補者とした理由

大島卓氏は、当社入社後は生産技術部門に所属し、海外子会社の製造ライン立ち上げを経験しました。また電力貯蔵用NAS[®]電池 (ナトリウム/硫黄電池) の開発、量産に当初から携わり、世界初の大規模容量の蓄電池事業部門の長として設計、製造、市場開拓などに取り組みました。2014年から代表取締役社長、2021年からは代表取締役会長を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

こばやし
小林

しげる
茂

1961年3月23日生

再任



■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年3月 当社入社
2016年6月 当社執行役員
2018年6月 当社常務執行役員
2020年6月 当社取締役専務執行役員
2021年4月 当社代表取締役社長（現任）

（担当） 経営全般、経営会議議長、戦略会議議長、ESG統括委員長、
リスク統括委員長

■ 取締役候補者とした理由

小林茂氏は、エネルギーインフラ事業部門の海外営業を経て、蓄電池事業部門の営業部長、海外子会社社長、セラミックス事業部門の海外営業部長、エネルギーインフラ事業本部長など多様な業務を歴任しております。2021年からは代表取締役社長を務め、当社における豊富な業務経験と事業運営における知見および人脈を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- 所有する当社の株式の数
30,126株
- 保有する新株予約権の個数
21個（21,000株相当）
- 取締役会への出席状況
100%（15回/15回）

候補者番号

3

に わ
丹羽

ち あき
智明

1960年2月16日生

再任



■ 所有する当社の株式の数
24,000株

保有する新株予約権の個数
27個 (27,000株相当)

■ 取締役会への出席状況
100% (15回/15回)

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 3月 当社入社
2013年 6月 当社執行役員
2015年 6月 当社取締役執行役員
2016年 6月 当社取締役常務執行役員
2018年 6月 当社取締役専務執行役員
2020年 6月 当社代表取締役副社長 (現任)

(担当) 技術統括、研究開発本部・製造技術本部・安全品質環境統括部・
知財戦略部・デジタル変革推進部・ICTセンター所管、
開発・事業化委員長、品質委員長、環境安全衛生委員長

■ 取締役候補者とした理由

丹羽智明氏は、エンジニアリング事業部門 (現在は別会社として分離独立) および産業プロセス事業部門でのプラント技術部門を長く経験し、2020年から代表取締役副社長を務め、現在は研究開発本部、製造技術本部および安全品質環境、知財戦略、デジタル変革推進、ICTセンター部門の本社部門を所管し、当社グループの技術全般を統括する役割を果たしております。当社における豊富な業務経験とプロジェクトマネジメント、研究開発および製造技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

いわさき
岩崎

りょうへい
良平

1960年1月30日生

再任



■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 3月 当社入社
2008年 6月 当社執行役員
2009年 6月 当社取締役執行役員
2012年 6月 当社取締役常務執行役員
2016年 6月 当社取締役専務執行役員
2022年 6月 当社代表取締役副社長（現任）

（担当）事業本部所管、N V推進本部長、
開発・事業化副委員長、経營業務の管理責任者

■ 所有する当社の株式の数
24,000株

保有する新株予約権の個数
36個（36,000株相当）

■ 取締役会への出席状況
100%（15回/15回）

■ 取締役候補者とした理由

岩崎良平氏は、セラミックス事業部門の営業を経て、海外子会社社長、経営企画室長、エレクトロニクス事業本部長を歴任し、また本社部門を所管するなど、事業運営に関わる多様な実務上の経験を有し、2022年から代表取締役副社長を務め、現在はN V推進本部長として新商品創出と事業化を主導する役割を果たしております。当社における豊富な業務経験と事業運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

しんどう
神藤

ひであき
英明

1964年11月1日生

再任



- 所有する当社の株式の数
13,000株
- 保有する新株予約権の個数
10個 (10,000株相当)
- 取締役会への出席状況
100% (15回/15回)

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社
2018年 6 月 当社執行役員
2021年 6 月 当社取締役常務執行役員 (現任)

(担当) E S G推進統括部・経営企画室・秘書室・財務部・資材部所管、
グループ会社統括、リスク統括副委員長

■ 取締役候補者とした理由

神藤英明氏は、当社入社後は財務部門を中心に業務経験を積み、北米やメキシコ子会社の経営を経験したのち、経営企画室長、財務部長を歴任しました。現在はE S G推進統括部、経営企画室、秘書室、財務部、資材部の本社部門を所管し、E S G経営の推進に注力するなど、当社における豊富な業務経験と事業運営および財務・会計に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

6

いながき
稲垣

まゆみ
真弓

1964年5月18日生

新任



■ 所有する当社の株式の数

8,741株

■ 保有する新株予約権の個数

5個 (5,000株相当)

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社
2015年 6 月 当社法務部長
2020年 6 月 当社執行役員（現任）

（担当） 業務監査部・グループコンプライアンス部・法務部担当、
コンプライアンス全社統括責任者、コンプライアンス委員長、
内部統制委員長、競争法全社統括責任者

■ 取締役候補者とした理由

稲垣真弓氏は、当社入社以来、一貫して法務部門において多様な実務経験を積みました。国内外の弁護士と連携し、当社の法務課題に取り組んだほか、社内弁護士の採用や海外も含めた当社グループ内における法務ネットワークの構築など法務部門の組織力強化に取り組み、法務的側面から当社のビジネスを支えました。現在は法務部のほか、コンプライアンス関連部門を担当し、コンプライアンス全社統括責任者、コンプライアンス委員長、内部統制委員長、競争法全社統括責任者を務め、当社の法令遵守を主導する立場にあるなど、当社における豊富な業務経験と法務分野における専門的な知見を有していることから、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

7



■ 所有する当社の株式の数
5,000株
保有する新株予約権の個数
0個

■ 取締役会への出席状況
100% (15回/15回)

はまだ えみこ
浜田 恵美子

1958年11月23日生

再任

社外

独立

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1984年 4月 太陽誘電株式会社 入社
- 2001年 12月 同社 技術グループ技術品証統括R技術部 部長
- 2003年 9月 同社 技術グループ総合研究所基礎開発部 主席研究員
- 2008年 11月 国立大学法人名古屋工業大学 産学官連携センター 准教授
- 2011年 4月 同大学 産学官連携センター 教授、
同大学大学院 産業戦略工学専攻 教授
- 2012年 4月 同大学 コミュニティ創成教育研究センター 教授
- 2015年 5月 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究成果最適展開支援
プログラム 第3分野 プログラムオフィサー
- 2016年 8月 国立大学法人名古屋大学（現 国立大学法人東海国立大学機構
名古屋大学）客員教授
- 2017年 6月 当社 取締役（現任）
- 2019年 6月 太陽誘電株式会社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況） 太陽誘電株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

浜田恵美子氏は、太陽誘電株式会社に在籍中、CD-R（記録できるCD）の発明および世界初の製品化を主導する等の顕著な業績を挙げ、その後は名古屋工業大学教授、名古屋大学客員教授として産学官連携を主体とした研究活動に携わってきました。当社は同氏に対して、その経歴を通じて培った見識を活かし、主に研究開発、製品事業化の観点に基づき独立した客観的立場から当社の経営を監督することを期待しております。また、同氏は現に当社の社外取締役として商品開発や新規事業の進め方、知財戦略等について意見を述べる等、当社の業務執行への提言および経営の監督を適切に行っております。これらのことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

8



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 保有する新株予約権の個数

0個

さくま
佐久間

ひろし
浩

1956年6月2日生

新任

社外

独立

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年4月 三菱商事株式会社 入社
- 2004年5月 Diamond Generating Corporation (米国在) 社長
- 2007年4月 三菱商事株式会社 重電機本部 海外電力事業ユニットマネージャー
- 2010年4月 同社 新エネルギー・電力事業本部 副本部長 兼 海外電力事業ユニットマネージャー
- 2011年4月 同社 執行役員、新エネルギー・電力事業本部 副本部長 兼 海外電力事業ユニットマネージャー
- 2012年4月 同社 執行役員、新エネルギー・電力事業本部長
- 2014年4月 同社 常務執行役員、地球環境・インフラ事業グループCEO
- 2017年6月 千代田化工建設株式会社 社外取締役
- 2019年4月 三菱商事株式会社 常勤顧問
- 2020年3月 N.V. Eneco (オランダ王国在) Member of the Management Board, Chief Cooperation & International Officer

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐久間浩氏は、三菱商事株式会社において、新エネルギー・電力事業本部長等の要職を経て、同社常務執行役員、地球環境・インフラ事業グループCEOを務め、その後N.V. Eneco (※) Member of the Management Board、Chief Cooperation & International Officerを歴任する等、カーボンニュートラルをはじめとするエネルギー分野の知見と大規模組織運営の経験を有しております。当社は同氏に対して、これらの知見と経験を活かし、社外取締役として経営の専門家として独立した客観的立場から当社の経営を監督することを期待し、社外取締役候補者いたしました。

(※) 三菱商事株式会社と中部電力株式会社が共同で設立したDiamond Chubu Europe B.V.を通じて取得した欧州で事業を展開する総合エネルギー事業会社。

候補者番号

9



■ 所有する当社の株式の数
3,000株
保有する新株予約権の個数
0個

かわかみ
川上

のりこ
紀子

1959年6月17日生

新任

社外

独立

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月 東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝）入社
2003年4月 同社 パワーエレクトロニクス部 主幹
2003年10月 東芝三菱電機産業システム株式会社（現 株式会社TMEIC）
出向
2005年10月 同社 転籍
2015年10月 同社 パワーエレクトロニクスシステム事業部 技監（現任）
2018年1月 米国電気電子学会（IEEE）フェロー

（重要な兼職の状況） 株式会社TMEIC パワーエレクトロニクスシステム事業部 技監

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

川上紀子氏は、東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝）および東芝三菱電機産業システム株式会社（現 株式会社TMEIC）において長年パワーエレクトロニクス分野の製品開発に携わり、電力系統や再生可能エネルギー利用等のインフラ設備に適用される大容量電力変換装置の開発・実用化を主導する等、エネルギー・デジタル分野の知見と豊富な実務経験を有しており、かつこの開発・実用化に対する貢献が認められ米国電気電子学会（IEEE（※））よりフェローの称号を授与されております。当社は同氏に対して、これらの知見と経験を活かし、社外取締役として実践的な視点から当社の業務執行への提言を行うこと、および独立した客観的立場から当社の経営を監督することを期待し、社外取締役候補者いたしました。

（※）The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc.
米国に本部を置く電気工学・電子工学技術に関する世界規模の学会。世界190ヶ国以上に、40万人超の会員を擁する。

候補者番号

10

みやもと
宮本

けんご
健悟

1967年7月8日生

新任

社外

独立



■ 所有する当社の株式の数

0株

保有する新株予約権の個数

0個

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1995年4月 最高裁判所司法研修所
- 1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
蒲野綜合法律事務所 入所
- 2002年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2002年10月 ブレーク・ドーンソン法律事務所（豪州）（現 アシャースト法律事務所・外国法共同事業）入所
- 2004年1月 豪州ニューサウスウェールズ州弁護士登録
- 2004年10月 アシャースト東京法律事務所（現 アシャースト法律事務所・外国法共同事業）入所
- 2009年4月 宮本・吉田法律事務所（現 宮本国際法律事務所） 代表弁護士（現任）

（重要な兼職の状況） 宮本国際法律事務所 代表弁護士

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宮本健悟氏は、長年国内外において弁護士として法律実務に携わり、製造業、サービス業、運送業およびITをはじめとする各分野において多くの日本企業および外国企業に対し幅広い助言を提供する等、豊富な実務経験と専門知識を有しております。当社は同氏に対して、これらの知見と経験を活かし、社外取締役として主にコンプライアンスの観点に基づき独立した客観的立場から当社の経営を監督することを期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は現在、当社の取締役、監査役および執行役員（佐久間浩氏、川上紀子氏および宮本健悟氏を除く取締役候補者7名を含みます。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が当社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであり、保険料については、全額当社が負担しております。本総会において取締役候補者10名の選任が承認された場合、取締役10名全員は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 大島卓氏は、2024年6月25日開催予定の野村ホールディングス株式会社の第120回定時株主総会の承認を得られた場合には、同社の社外取締役に就任する予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 浜田恵美子氏、佐久間浩氏、川上紀子氏および宮本健悟氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者です。当社は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対して、浜田恵美子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、本総会において浜田恵美子氏、佐久間浩氏、川上紀子氏および宮本健悟氏の選任が承認された場合には、当社は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
- (2) 浜田恵美子氏、川上紀子氏および宮本健悟氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の各候補者欄に記載の、社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (3) 浜田恵美子氏は、現に当社の社外取締役であり、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
- (4) 責任限定契約の内容の概要
当社は現在、浜田恵美子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、佐久間浩氏、川上紀子氏および宮本健悟氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(5) 社外取締役候補者の兼職先と当社との関係は以下のとおりです。

社外取締役候補者	兼 職 先	当社からみた 当該兼職先との関係	当連結会計年度における 取引の規模
浜 田 恵美子	太陽誘電株式会社	セラミックス製品等の販売	当社連結売上高の0.1%未満 当該兼職先の2024年3月期連結 営業費用(見込み)の1%未満
	国立大学法人名古屋工業大学	電子工業用製品等の販売	当社連結売上高の0.1%未満 当該兼職先の2023年3月期経常 費用の0.1%未満
		研究費等の支払い	当社連結営業費用の0.1%未満 当該兼職先の2023年3月期経常 収益の1%未満
	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学	電子工業用製品等の販売	当社連結売上高の0.1%未満 当該兼職先（※国立大学法人東 海国立大学機構）の2023年3月 期経常費用の0.1%未満
		研究費等の支払い	当社連結営業費用の0.1%未満 当該兼職先（※国立大学法人東 海国立大学機構）の2023年3月 期経常収益の0.1%未満
佐 久 間 浩	三菱商事株式会社	セラミックス製品等の販売	当社連結売上高の0.1%未満 当該兼職先の2024年3月期連結 営業費用(見込み)の0.1%未満
	N.V. Eneco	なし	—
川 上 紀 子	株式会社東芝	なし	—
	株式会社TMEIC	なし	—
宮 本 健 悟	宮本国際法律事務所	なし	—

(6) 浜田恵美子氏の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。

ご参考：本定時株主総会後における取締役・監査役のスキル・経験

氏名 地位*	属性			経験領域					
	在任期間	性別	独立役員	企業経営	サステナビリティ	海外事業 国際経験	営業 企画	製造技術 研究開発	カーボン ニュートラル
大島卓 代表取締役会長	10年	男性		○	○	○		○	○
小林茂 代表取締役社長	4年	男性		○	○	○	○		○
丹羽智明 代表取締役副社長	9年	男性		○	○			○	○
岩崎良平 代表取締役副社長	15年	男性		○	○	○	○		○
神藤英明 取締役専務執行役員	3年	男性			○	○	○		
稲垣真弓 取締役常務執行役員	—	女性			○				
浜田恵美子 社外取締役	7年	女性	○	○	○	○		○	○
佐久間浩 社外取締役	—	男性	○	○	○	○	○		○
川上紀子 社外取締役	—	女性	○		○	○		○	○
宮本健悟 社外取締役	—	男性	○		○	○			
佐治信光 常勤監査役	3年	男性			○	○	○		
八木尚也 常勤監査役	1年	男性			○	○	○		
坂口正芳 社外監査役	5年	男性	○	○	○				
木村高志 社外監査役	2年	男性	○	○	○				

※上記スキル・マトリックスに記載の「地位」は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります

専門知識				○を付けた主な理由（経験、資格等）
デジタル	財務	法務 コンプライアンス	人事労務	
			○	<ul style="list-style-type: none"> ・当社代表取締役社長 ・当社製造技術部門（海外駐在の経験を含む）、事業部門（カーボンニュートラル関連の知見を含む） ・愛知県経営者協会 会長、大手インフラ企業 社外取締役
				<ul style="list-style-type: none"> ・当社事業部門（海外子会社運営の経験、カーボンニュートラル関連の知見を含む） ・当社 ESG 統括委員長
○		○		<ul style="list-style-type: none"> ・当社製造技術部門、研究開発部門、DX 部門、安全品質環境経営部門担当役員
○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・当社事業部門（国内営業の経験、海外子会社運営の経験、カーボンニュートラル・デジタル関連の知見を含む） ・当社人事部門担当役員、当社経営企画室長
	○			<ul style="list-style-type: none"> ・当社財務部門および ESG 推進部門担当役員 ・当社事業部門（海外子会社運営の経験を含む） ・当社経営企画室長
		○		<ul style="list-style-type: none"> ・当社業務監査、グループコンプライアンス、法務、知的財産部門担当執行役員
○				<ul style="list-style-type: none"> ・大手電子部品企業の研究開発部門および事業部門（国際標準化の経験、カーボンニュートラル・デジタル関連の知見を含む）、同企業 社外取締役 ・国立大学大学院教授（工学）、国立研究開発法人研究プロジェクト管理 ・博士（工学）、MBA
			○	<ul style="list-style-type: none"> ・大手商社の事業グループ CEO ・グローバル企業の経営者（カーボンニュートラル関連の知見を含む）
○				<ul style="list-style-type: none"> ・大手産業プラント企業の製品開発部門（カーボンニュートラル・デジタル関連の知見を含む） ・博士（工学）、技術士（電気電子部門）、米国電気電子学会（IEEE）フェロー
		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士（日本、米国ニューヨーク州、豪州ニューサウスウェールズ州）
	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・公認不正検査士 ・当社業務監査、グループコンプライアンス、法務、知的財産部門担当役員 ・当社事業部門（事業企画、海外労務の経験を含む）、財務部門（海外駐在の経験を含む）
	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・当社業務監査部門長、経営企画部門、財務部門（海外駐在の経験を含む）
		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関長（警察庁長官） ・大規模一般社団法人会長
○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・大手金融機関、IT 企業の経営者 ・上場企業の社外監査役（常勤）

経験領域・専門知識として選定した理由	
企業経営	事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、健全なリスクテイクを促すとともに、適切な意思決定ならびに業務執行を実効的に監督するために、企業経営の経験およびそれに関する知見等が必要と考えています。
サステナビリティ	NGKグループビジョンの実現のためにESG（環境・社会・ガバナンス）を経営の中心に据えています。ESG要素を始めとするNGKグループのサステナビリティ課題を正しく認識し、サステナビリティ課題への取り組みを適切に監督し、対応を進めることで中長期的な企業価値の向上に結びつけるために、サステナビリティ領域での経験および知見等が必要と考えています。
海外事業 国際経験	セラミックス等の素材およびその関連製品を海外も含めた広範な地域に供給するNGKグループの事業形態において、適切に助言し、業務執行を実効的に監督するために、海外事業経験ないし国際経験等が必要と考えています。
営業 企画	NGKグループビジョンの実現のために商品の社会実装の強化による「商品開花」が必要不可欠です。これらの活動を適切に助言し、業務執行を実効的に監督するために、営業ないし企画領域でのマーケティングを含めた経験および知見等が必要と考えています。
製造技術 研究開発	NGKグループビジョンで掲げたNewValue1000（2030年の目標として、新規事業の売上高1,000億円を実現する）の達成のために早期の新規事業の創出および生産プロセスの革新のための活動が必要不可欠です。これらの活動に適切に助言し、業務執行を実効的に監督するために、製造技術ないし研究開発領域での経験および知見等が必要と考えています。
カーボン ニュートラル	NGKグループビジョンで掲げるカーボンニュートラル（Carbon Neutrality, CN）関連分野を主要な事業とする事業構成への転換を目指すとともに、事業活動を通じて、社会の要請である「CN」「循環型社会」「自然との共生」の実現に寄与することを目指し、「NGKグループ環境ビジョン」を策定しました。これらを実現するための事業戦略を適切に助言、マネジメントし、また実効的に監督するため、カーボンニュートラルにかかる経験および知見等が必要と考えています。
デジタル	NGKグループビジョンで掲げるデジタル社会（Digital Society, DS）関連分野を主要な事業とする事業構成への転換を目指すとともに、DXを変革の推力と位置付け、NGKグループ全体でDXを加速し、2030年にはデータとデジタル技術の活用が当たり前の企業となることを目指して、「NGKグループデジタルビジョン」を策定しました。これらを実現するための事業戦略を適切に助言、マネジメントし、また実効的に監督するため、デジタルにかかる経験および知見等が必要と考えています。

経験領域・専門知識として選定した理由

財務

NGKグループは「資本収益性の向上」「成長性の確保」「非財務価値の向上」の3つの取り組みを推し進めるとともに、経営資源の適切な配分を通じて事業ポートフォリオの変革を加速させることで、企業価値向上に努めていきます。これらを実現、推進するための財務戦略を適切に助言、マネジメントし、また実効的に監督するため、財務にかかる専門的な知見等が必要と考えています。

法務
コンプライ
アンス

NGKグループで働く全ての人が、法令および定款に基づき、かつ企業倫理に則りその職務を執行するため、「NGKグループ企業行動指針」および「NGKグループ行動規範」を策定しました。これらの遵守状況をモニタリングし、適切にマネジメントすることは取締役会の責務です。また、日常の事業活動において発生しうる多くのリスクを認識し、適切にマネジメントすることが取締役会には求められます。これらのことから、法務・コンプライアンスにかかる専門的な知見等が必要と考えています。

人事労務

NGKグループは、多様な経験・価値観を持った人材が活躍する豊かで活気ある職場環境を整備し、従業員一人ひとりが自律的に挑戦し高めあうことで、社会に新しい価値を提供することを目指しています。加えて、NGKグループの事業活動が影響を及ぼすすべての人々の人権が侵害されることのないよう、「NGKグループ人権方針」を定め、人権尊重の取り組みを推進しています。これらを実現、推進するための人材戦略を適切に助言、マネジメントし、また実効的に監督するため、人事労務にかかる専門的な知見等が必要と考えています。

(ご参考)

独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法上の社外取締役および東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、次の各項のいずれかに該当する者を当社において独立性を有する社外取締役（以下「独立社外取締役」という。）とすることができないものとします。ただし、このいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、会社法上の社外取締役および東京証券取引所の独立役員要件を充足し、かつ当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立社外取締役とすることができるとします。

なお、この判断基準において、業務執行者とは会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人を、当社グループとは当社、当社の子会社または関連会社を指すものとします。

1. 当社の現在の議決権所有割合10%以上の主要株主、また当該主要株主が法人である場合には直近を含めた最近の3事業年度において当該法人の業務執行者であったことがある者。
2. 当社グループとの間で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、双方いずれかの連結売上高の2%以上の取引がある取引先の現在の業務執行者。
3. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者である法人において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。
4. 当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1000万円または当該団体の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている団体の現在の理事、役員。
5. 直近を含めた最近の3事業年度において、当社グループの会計監査人または会計参与であったことがある公認会計士、税理士または監査法人もしくは税理士法人の現在の社員等。
6. 上記5. に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントで、役員報酬以外に当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、または上記5. に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイスをを行う団体で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、当該団体の連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている団体の現在の社員等。
7. 当社が現在主要株主である会社において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。
8. 上記1～7項に掲げる者の配偶者または二親等内の親族。

独立社外監査役の独立性判断基準

社外監査役の独立性については、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を参考として総合的に判断しております。

役員候補者の指名および経営陣幹部の選解任に関する方針と手続

(指名および選解任の方針)

当社グループは、セラミックス等の素材およびその関連製品を多様な事業領域や海外も含めた広範な地域に供給する製造業を主たる事業としております。その経営陣幹部である代表取締役および役付取締役、業務執行を担う取締役および執行役員は、性別、年齢および国籍の区別なく、当社グループの各事業分野の事業内容や製造技術、研究開発に精通した個別の知見、また財務、法務、労務などの知識に基づいて経営判断や意思決定を行うことが求められ、常勤監査役も同様に財務などの専門知識と個別の事業経験から得られた知見に基づいて監査業務を行う必要があります。そのため取締役および常勤監査役候補者の指名に際しては、各事業分野における製造技術、研究開発、営業、企画などの実務経験とリーダーシップ、または財務、法務、労務などの知識の有無を重視しております。社外取締役および社外監査役については、法律知識や企業財務などにおける高度な専門性や、国際情勢、社会経済動向、技術動向、企業経営に関する見識等を持つ者から候補者を指名しております。取締役の総数は定款により15名以内としております。

代表取締役および役付取締役の選定に当たっては、当社グループの課題に対する洞察と対策を設定する能力、および当社グループのあるべき姿を示して組織を動かすリーダーシップを有することを重視しております。他方、法令、定款その他当社グループ規程等への重大な違反や、職務執行に著しい支障が生じるなど、指名・報酬諮問委員会が解職を妥当と判断し取締役会の決議を得た場合には、これを解職いたします。

本方針については、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会において審議し、その決議内容を取締役に答申しております。

(指名および選解任の手続)

取締役および監査役候補者の指名にあたっては、各候補者について代表取締役全員で協議を行い、監査役候補者については監査役会の同意を取得いたします。加えて、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会において各取締役および監査役候補者の指名、代表取締役および役付取締役の選定、解職について審議を行い、その決議内容を取締役に答申することで、指名および選解任の手続における公正性、透明性、適時性の確保に努めております。取締役会では、同委員会の答申を十分に斟酌した上で、取締役および監査役候補者を指名、株主総会の目的事項（議案）として決議いたします。株主総会で取締役が選任された後は、同委員会の答申を踏まえて取締役会が代表取締役および役付取締役を選定いたします。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項





(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国においては、個人消費や雇用・所得環境を中心に底堅く推移した一方、中国では不動産市場や外需関連に弱さがみられ緩やかに減速傾向が続いたほか、欧州も金融引き締めや中国経済減速の影響を受けたことから、海外経済の回復ペースは鈍化いたしました。日本については、海外経済の影響を受けながらも、高水準の企業収益に支えられ緩やかに回復し、雇用・所得環境にも改善が見られました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、エンバイロメント事業では、中国経済の減速に伴いトラック販売台数が弱含んだものの、世界全体の乗用車販売台数が堅調であったことから、自動車関連製品の出荷は増加しました。デジタルソサエティ事業では、半導体投資やデータセンター投資の減少により、半導体製造装置用製品やハードディスクドライブ（HDD）用圧電マイクロアクチュエーター等の出荷が減少しました。エネルギー&インダストリー事業では、米国、台湾、豪州等のインフラ投資が活況で、がいしの出荷が増加しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、半導体製造装置用製品などの物量が減少したものの、自動車関連製品などの物量増加や、為替円安によるプラス効果から前期比3.5%増の5,789億13百万円となりました。利益面では、営業利益は為替円安も、原燃料価格高騰や研究開発費の増加が影響し、同0.5%減の663億97百万円となりました。経常利益は営業利益の減少や為替差損などにより同4.3%減の630億42百万円、親会社株主に帰属する当期純利益については、需要の減少により業績の悪化したパッケージ事業用資産に対し減損損失を計上したことなどから同26.3%減の405億62百万円となりました。

連結業績

売上高	営業利益
5,789億13百万円 前期比 3.5% 	663億97百万円 前期比 0.5% 
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
630億42百万円 前期比 4.3% 	405億62百万円 前期比 26.3% 

事業別の業績は次の通りであります。

事業別の業績

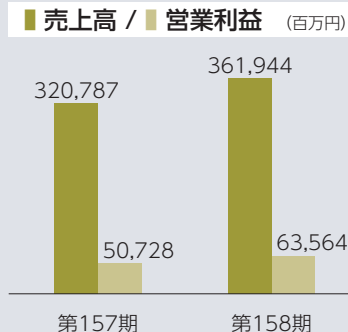
エンバイロメント事業

主要製品 ●自動車排ガス浄化用部品 ●センサー

当事業の売上高は、3,619億44百万円と前期に比して12.8%増加いたしました。

半導体等の部品供給不足の状況改善に伴う自動車生産の回復や、排ガス規制の強化により自動車関連製品の出荷が増加したほか、為替円安のプラス効果により増収となりました。

営業利益は、需要の増加、為替円安のプラス効果に加え、コストダウンの効果も加わり前期比25.3%増の635億64百万円となりました。



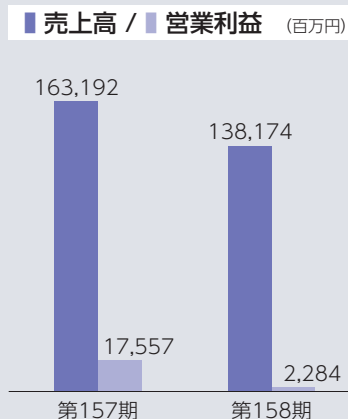
デジタルソサエティ事業

主要製品 ●半導体製造装置用製品 ●電子工業用製品
●ベリリウム銅製品 ●金型製品

当事業の売上高は、1,381億74百万円と前期に比して15.3%減少いたしました。

半導体投資やデータセンター投資の抑制等に伴い、半導体製造装置用製品やハードディスクドライブ（HDD）用圧電マイクロアクチュエーター等の出荷が減少し、為替円安のプラス影響はあったものの減収となりました。

営業利益は、為替円安のプラス効果があったものの、出荷量の減少に加え、減価償却費の増加などにより前期比87.0%減の22億84百万円となりました。



エネルギー&インダストリー事業

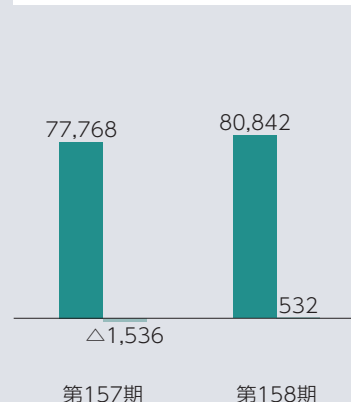
- 主要製品
- 電力貯蔵用N A S[®]電池 (ナトリウム/硫黄電池)
 - がいし・架線金具 ● 送電・変電・配電用機器
 - がいし洗浄装置・防災装置 ● 化学工業用耐蝕機器
 - 液・ガス用膜分離装置 ● 燃焼装置・耐火物
 - 放射性廃棄物処理装置

当事業の売上高は、808億42百万円と前期に比して4.0%増加いたしました。

がいしは、送電網強化や再エネ投資により、米国、台湾、豪州等で需要が増加した一方で、電力貯蔵用N A S[®]電池 (ナトリウム/硫黄電池) 及び産業機器関連製品は、前期並みの出荷が継続しました。為替円安のプラス効果も加わり、全体で増収となりました。

損益面では、がいしの需要増、為替円安のプラス効果により前期15億36百万円の営業損失から5億32百万円の営業利益に転じました。

■ 売上高 / ■ 営業利益 (百万円)



(2) 資本政策の基本的な方針

当社グループは、自己資本利益率 (ROE) を主要な経営指標とし、資本効率を重視した経営を推進しております。関連性の高い投下資本利益率 (NGK版ROIC) を管理指標に採用し、投下資本の代わりに事業資産 (売掛債権、棚卸資産、固定資産)、税引後利益の代わりに事業部門の営業利益を用いることにより、事業部門が自ら目標管理できるようにしております。既存事業の収益力の向上と共に、2030年に新事業化品売上高を1,000億円以上とする「New Value 1000」を目標に掲げ、研究開発とマーケティングに注力することにより売上高成長率の維持・向上を実現し、利益成長を目指します。中長期の観点でROE 10%以上の水準を意識し、持続的な企業価値の向上に資するよう事業リスクの変化に適合した資本政策を展開します。株主・投資家との透明で適切なコミュニケーションで資本コストの引き下げに努めると共に、これを上回る収益性確保に向けて事業計画の立案や設備投資の意思決定プロセスを回してまいります。また、配当性向及び純資産配当率等を参照して積極的な株主還元にも努めます。これらにより財務健全性との両立を図りつつ、ROEを構成する利益率、資本回転率、財務レバレッジを事業戦略と整合した健全な水準に維持することを目指します。

更に、当社の企業価値向上に資する管理指標として、営業利益にCO₂排出コストや労務費、研究開発費、ESG目標達成率を加味したNGK版付加価値 (NGK Value-added) を使用

しております。環境負荷の低減や人権尊重への取組みなど多岐にわたる社会的責任を果たすとともに、将来の競争力の源泉である人的資本や研究開発への投資を積極的に行いつつ、着実に利益成長を実現できるよう付加価値の拡大に努めてまいります。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、不動産市場が低迷する中国経済の鈍化、ロシアによるウクライナ侵攻や中東の紛争が長期化する状況下、2024年は世界的な選挙イヤーでもあり、不透明な状況が続くことが予想されます。一方、中長期の観点では、「地球沸騰化」と表現されるように地球温暖化の進行による影響が危機的な状況にある中、脱炭素社会実現に向けたカーボンニュートラルへの取組みは拡大していきます。また生成AI（人工知能）時代の到来を迎え、情報通信が高度化しデジタル社会の発展は加速度的に進展すると想定しております。当社グループは社会に新しい価値を提供する企業を目指し、NGKグループビジョンにおいて「独自のセラミック技術でカーボンニュートラルとデジタル社会に貢献する」ことをありたい姿として定め、その実現に向けて「5つの変革」を推進しております。当社グループの基幹事業である自動車関連製品は電動化の進展により縮小していく懸念はありますが、2050年の未来社会に向けて、カーボンニュートラルやデジタルソサエティ関連の製品を拡大させ、事業構成の転換を着実に進めるべく、「ESG経営の推進」と「既存事業の収益力向上と新規事業の創出」を図ってまいります。

当社グループの重点課題に対する取組みは以下の通りです。

① ESG経営の推進

当社グループは、持続的な成長と将来のありたい姿への変容を推進すべく、ESGを経営の中心に位置づけております。NGKグループ理念「社会に新しい価値を、そして、幸せを」に基づき、独自のセラミック技術で新しい価値を提供することで持続可能な社会の実現に貢献し、社会の皆さまからの期待に応え、信頼を得たいと考えています。これをNGKグループのサステナビリティに係わる基本的な考え方とし、NGKグループ理念の実現に向けて、ESG（環境・社会・企業統治）及びSDGs（持続可能な開発目標）を念頭に置きつつ、カーボンニュートラルとデジタル社会の実現に貢献し、持続的な企業価値の向上を目指します。

また、当社グループは海外19カ国で36のグループ会社（うち製造会社18社）がビジネスを展開しており、これらの目標達成と経営の透明性・自律性を高めるべく、グループで働く全員が公正な価値観や国際的な水準の判断基準に従って行動できるよう環境整備を進めております。その一環として、国の内外において、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たすべく、会社の姿勢を示す「NGK

グループ企業行動指針」、役員や従業員が従うべき道筋を示した「NGKグループ行動規範」を改定・制定し、運用を開始いたしました。

社長を委員長とする「ESG統括委員会」のもと、全てのステークホルダーに信頼されることを目指してESG要素を始めとする当社グループのサステナビリティ課題に取り組み、これを取締役会が適切に監督してまいります。

〔環境（E）〕

当社グループは、2050年までにCO₂排出量ネットゼロとする目標を掲げ、カーボンニュートラル、循環型社会、自然との共生への寄与を骨子とした「NGKグループ環境ビジョン」を策定し、具体的な行動計画として「カーボンニュートラル戦略ロードマップ」と「第5期環境行動5カ年計画」を定め、その実現を目指しております。5カ年計画の最終年度となる2025年度には目標値であるScope1及びScope2におけるCO₂排出量55万トン（2013年度比25%削減）を達成できる見通しであります。マイルストーン（中間目標）とする2030年度の同37万トンの排出量（同50%削減）についても、2025年度までに海外拠点で使用する電力全量の再生可能エネルギー由来への切り替え、国内外の製造拠点への合計32メガワットの太陽光発電設備の導入などにより達成を目指します。また、目標達成を前倒しで実現すべく、水素やアンモニアなどカーボンニュートラル燃料によるセラミック焼成技術や、CO₂の回収・利用・貯蔵関連技術として、ガス分離膜や大気中のCO₂を直接回収するDAC（Direct Air Capture）の開発、CO₂を再利用するメタネーションの実証試験を推進しており、当社グループ内での実証・適用を進めるほか、カーボンニュートラル関連製品・サービスの開発にも取り組んでまいります。2023年11月には3年連続となるグリーンボンド（無担保社債）を発行しました。環境効果のある製品・サービスの提供、自社の事業活動・生産活動におけるカーボンニュートラルへの取り組みなどを加速してまいります。

また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に関する情報を当社ウェブサイト等に開示しているとともに、自然との共生への対応については、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）のアーリーアダプター（早期採用者）として賛同を表明しました。今後も社会的な要請に遅れることなく関連情報の開示を拡充してまいります。

〔社会（S）〕

当社グループは、自社及びサプライチェーンにおける人権を尊重する取組みを展開することで、事業活動が影響を及ぼす全ての人々の人権が侵害されることのない社会づくりに貢献します。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「NGKグループ人権方針」を定めたほか、英国現代奴隷法に関する声明を開示、また「子どもの権利とビジネス原則」を支持し事業活動において子どもの権利を尊重し、子どもの権利の推進に向けた社会貢献活動等に取り組むことを宣言しております。

当社グループは、NGKグループ理念の中で、「挑戦し高めあう人材」を私たちが目指すものの1つと位置づけ、「社会に新しい価値を そして、幸せを」という私たちの使命の実現と、NGKグループビジョンの実現に向けた「5つの変革」に取り組んでおります。これらを成し遂げるためには、人材一人ひとりの活躍が不可欠です。2023年6月に「NGKグループ人的資本経営方針」、「人材育成方針」ならびに「社内環境整備方針」を定め、採用や育成を通じて5つの変革に取り組む人材の充実を図ること、その人材が持てる力を十分に発揮できる環境を整えることを推進してまいります。当社では、自律的な成長に取り組むことが出来るような多様なキャリアパスの提供や、テレワーク活用といった柔軟な働き方、長時間労働の削減を中心とする社内環境整備などの施策にも取り組んでおります。女性活躍については、新卒採用に占める女性比率の数値目標を設定すると共に、配属先・異動先での職域拡大を図っています。また、育休・産休取得者のキャリア早期再開を促すための早期復職支援制度の導入、育休からの復職者研修の実施、男性育休制度の拡充などの制度面からのアプローチに加えて、仕事と家庭の両立への理解を深めることを目的とした社内講演会を開催するなど、女性が活躍しやすい環境づくりに取り組んでおります。海外人材については、当社グループは従業員約20,000人のうち、約6割が海外に所在しております。グループ運営において、それぞれの地域の事情、文化、習慣に基づく素早く適切な意思決定を行うためには現地人材の活躍が不可欠と考えており、海外拠点の幹部層も現地化するなど、現地人材の積極的な登用に努めております。

当社は、内閣府、中小企業庁が推進する「パートナーシップ構築宣言」を公表しております。当社グループのサプライチェーンにおいては、サプライチェーンを構成する調達パートナーと公正・公平な取引を行い、共に繁栄を図るため、「門戸開放」「共存共栄」「社会的協調」を調達の基本軸に掲げ、地球環境の保全、人権尊重、労働環境などに配慮した「NGKグループ調達方針」を定めております。また取引先企業への訪問や実態調査アンケート等を通して、サステナブル調達へのリスク・CSR詳細評価を行っております。

〔ガバナンス (G)〕

コーポレートガバナンスについては、取締役会の更なる機能発揮の観点から、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する独立社外取締役を選任し、その数を全取締役の3分の1以上としております。また、経営の透明性を確保し取締役会の監督・監視機能を強化するため、独立社外取締役を過半数として構成する指名・報酬諮問委員会で役員的人事及び報酬決定等に係る公正性の確保及び透明性の向上を図ると共に、社外役員を主要な構成員とし役員等が関与する不正及び法令違反等への対応を取り扱う経営倫理委員会を設置し、取締役会への答申又は報告、勧告等を行うこととしております。役員等が関与する不正・法令違反に歯止めをかける仕組みとして、従業員からの相談・報告を受けるヘルプライン制度とは別に、社外弁護士を通じて経営倫理委員会に直接報告するホットライン制度を設置し、経営陣から独立した通報体制を設けるなど、コンプライアンス体制の充

実を図っております。

また、当社グループで働く全ての人々が倫理観を持って正しい事業活動を行うための道しるべとして「NGKグループ企業行動指針」及び「NGKグループ行動規範」を策定しており、その周知徹底に取り組んでおります。さらに様々な領域で取り組むコンプライアンス活動を国際的な水準に照らして評価検証し、共通の理解と価値観に基づき継続的に改善する仕組み作りを行うため、「コンプライアンス活動基本要領」を制定しております。

競争法及び海外腐敗行為防止法などの法令遵守については、2024年4月に「NGKグループ腐敗防止方針」を新たに定めたと共に、継続的な経営トップのメッセージ発信、国内外グループ会社の役員・従業員向けのコンプライアンス教育の実施、国際的な水準に沿った競争法遵守プログラムの運用、「競争法遵守ハンドブック」の活用などにより徹底を図っております。

品質コンプライアンスについては、経営トップによる品質活動や品質委員会の直接指導の実施などの仕組みを強化すると共に、経営層及び従業員に対する品質教育の徹底など企業体質の改善に取り組んでおります。労働環境の安全面では、リスクアセスメントの推進による重大災害リスクの特定と未然防止対策の強化に加え、グループ全体の現場マネジメント力の強化を図り、業務災害リスクの低減に取り組んでまいります。

リスクマネジメントについては、経営レベルの視点から重要と考えるリスクを事業環境、戦略、内部要因に分類し継続的に見直しを行っております。当社グループのサステナビリティ課題を含む個別のリスク事項については、各種の委員会を設置してリスク管理を行っておりますが、国内外の環境変化が加速する中、部門を横断し全社視点で取締役会につながる統合的なリスク管理の仕組みを構築するため、2023年度より社長直轄の統括委員会として「リスク統括委員会」を設置し、重点フォローリスクについて取締役会の決議を経て対応策の検討を開始いたしました。

② 既存事業の収益力向上と新規事業の創出

当社グループは、全社の視点から企業価値を高めるために事業ポートフォリオ方針を定め、NGK版ROICを用いた収益性と、売上高成長率を用いた成長性の二軸で精査しております。コア事業や今後の成長が期待される事業群への経営資源の投入を検討するほか、低成長・低収益に区分される事業については、今後の事業継続の判断において単年度及び中期的な経営計画に基づく計数面での評価に加えて、長期的な視点での成長可能性、収益性等を個別に社内の戦略会議等で議論し、経営に関する重要な事項として取締役会が監督してまいります。また、設備投資の意思決定にあたっては、個別の投資の回収期間のほか、NGK版ROICやインターナルカーボンプライシング（ICP）を用いたESG視点での価値評価も考慮し判断してまいります。さらに持続的な利益成長と将来の企業価値の源泉となる人的資本や知的資本への投資を両立させ、同時に環境負荷の低減や人権尊重への取組みなどサステナビリティに関する取組みも総合的に評価するため、管理指標として営

業利益にCO₂排出コストや労務費、研究開発費、ESG目標達成率を加味したNGK版付加価値（NGK Value-added）を導入しております。これにより、短期の収益性や中長期の成長性といった財務価値に加えて財務諸表に表れない非財務価値を高めて、企業価値向上につなげてまいります。

各事業の収益性改善に向けて、世界的なインフレに伴う費用増を適切に価格に転嫁していくほか、収益力をさらに高めるべく「モノづくり∞（チェーン）革新」を進めております。モノづくりチェーンにおける理想と現状のギャップを埋める「生産革新活動」、工場単位のロス削減により製造原価を改善する「原価低減活動」を柱とし、デジタル技術の活用によりモノづくりシステムの高度化とグローバル連携を進め、原燃料費などの高騰や需要変動に対して、更なる原価低減とリードタイムの短縮、在庫の削減に取り組むことで、収益力強化につなげてまいります。

DX推進については、NGKグループデジタルビジョンのもと、グループ全体で加速させてまいります。モノづくり領域に加え、新規材料の開発や開発リードタイムを短縮するマテリアルズ・インフォマティクスや特許戦略にIPランドスケープを活用する等データを活用した価値創造や、本社・間接部門における徹底的な業務効率化とデータ連携を進め、固定費の削減やデータに基づく業務履行と意思決定へと変革を推進します。

事業構成の転換には新規事業の創出が不可欠であり、その重要施策として、2030年に新事業化売上高を1,000億円以上とする「New Value 1000」を目標に掲げております。マーケティング機能を主体としたNV推進本部、セラミックス材料技術や要素技術など当社独自の差異化技術を有する研究開発本部、生産技術・エンジニアリングなどの製造技術本部の3本部が連携し「研究開発」から「商品開花」へのスピードを高めてまいります。2024年度の研究開発費は前年度同様過去最高水準の310億円を投じることを計画しており、2021年からの5年間で1,300億円を投じるとした「NGKグループビジョン」を上回るペースで進めております。2021年から2030年までの10年間で3,000億円、うち8割をカーボンニュートラルとデジタル社会関連に配分し、社会課題の解決に資する将来の有望なテーマに対して重点的に経営資源を投じてまいります。また、開発スピードを上げつつこれまで以上の差異化技術を作るべく、早い段階から製造技術本部を巻き込んだコンカレント開発に取り組むほか、ベンチャーキャピタルやスタートアップ企業への出資など外部とのアライアンスを活用した新製品・新規事業の創出も積極的に推進し、事業構成の転換を図ってまいります。

事業別の重点課題は以下の通りです。各事業を構成する主要製品については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（追加情報）（事業区分の変更）」をご覧ください。

〔エンバイロメント事業〕

世界の自動車生産の回復や各国の排ガス規制強化等により、当面は高水準の需要に対応しつつ生産性の改善やグローバル生産体制の最適化と安定供給体制の構築により利益最大化を目指します。電気自動車の普及拡大により将来的には内燃機関ビジネスは漸減するものの、短期的には欧州をはじめとする更なる規制強化に対応すべく、新製品のガソリンセンサーの開発を加速させることに加え、CO₂センサーの潜在的な需要に対する準備を開始するとともに、中長期の需要縮小局面において適正な収益を確保できる価格の見直しを進めてまいります。また、世界的に拡大が期待されるカーボンニュートラル関連市場に対して、大気中のCO₂を直接回収するDAC (Direct Air Capture) や、CO₂、窒素、水素など分子レベルで分離するサブナノセラミック膜など、社会の環境ニーズに貢献できる製品や設備の早期事業化に向けて、産業プロセス事業をエンバイロメント事業区分に組み込むとともに、CN事業推進部を新設し、本社工場の一部を新製品開発拠点に再編、開発体制を強化いたしました。広義に環境関連を包含する事業として、高付加価値品の投入、技術イノベーションで貢献してまいります。



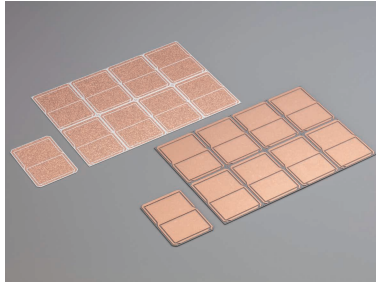
ダイレクト・エア・キャプチャー(DAC)用セラミックス



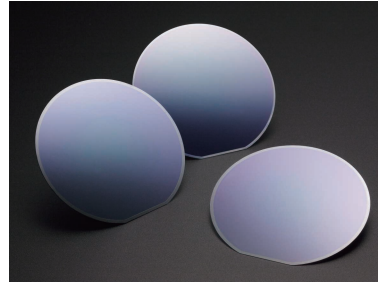
サブナノセラミック膜

〔デジタルソサエティ事業〕

NGKグループビジョンで掲げたデジタル社会関連の事業領域は、世界経済の回復鈍化に伴い短期的には需要が弱含むものの、中長期ではIoTや5Gの進展などにより半導体関連や電子部品関連の拡大が期待されております。半導体製造装置用製品や電子部品関連については、次世代製品の開発や顧客開拓を進めるほか、中長期を見据えた設備投資を進め、拡大する需要に対応してまいります。また、絶縁放熱回路基板の供給能力向上や通信分野の高度化及びパワーモジュールに資す複合ウエハーの開発を着実に進め、デジタル社会に貢献する製品群の拡大を目指します。



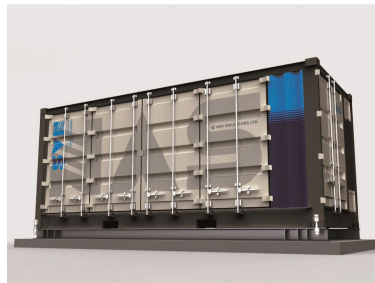
絶縁放熱回路基板



SAWフィルター用複合ウエハー

〔エネルギー&インダストリー事業〕

2050年のカーボンニュートラルを目指し、脱炭素の動きが世界中で活発化する中、蓄電池の重要性も一層高まっております。エナジーストレージ関連では、NAS[®]電池の本格的な需要拡大には暫く時間を要しますが、大容量、長寿命、長時間充放電等の特性を生かした商機の掘り起こしを図ってまいります。NAS[®]電池を活用し、エネルギーリソースをIoT技術で統合制御し電力需給バランスを調整するVPPサービスを開始するなど、従来の「モノ売り」に加え、サービスや価値を提供する「コト売り」を新事業領域として注力してまいります。がいしは、国内電力会社の設備投資抑制が続く中、中長期の市場変化を想定した事業の効率化を継続的に進めてまいります。



電力貯蔵用NAS[®]電池

当社グループは、こうした取組みを通じて経営基盤の更なる強化に努め、資本効率重視、株主重視の経営を継続すると共に、持続的な成長と企業価値の向上を通して将来のありたい姿の実現を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願いいたします。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において、グループ全体で472億96百万円の設備投資を実施しており、事業区分ごとの内訳は以下の通りであります。

事業区分の名称	設備投資額 (百万円)	主な内容
エンバイロメント事業	15,464	自動車排ガス浄化用部品、センサーの生産設備
デジタルソサエティ事業	17,656	半導体製造装置用製品の生産設備、 電子工業用製品の生産設備
エネルギー&インダストリー事業	3,251	がいしの生産設備
本 社 部 門	10,923	新規事業・研究開発用設備
合 計	47,296	

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備資金等に充当することを目的として、金融機関からの長期借入により232億50百万円を調達しました。

また、2023年11月24日付第9回無担保社債（グリーンボンド、5年債）を発行し、120億円を調達しました。

(6) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン (注)	27,000百万円
明治安田生命保険相互会社	25,000百万円
MUFG Bank (Europe) N.V.	21,608百万円
第一生命保険株式会社	20,000百万円
株式会社愛知銀行	18,879百万円
MUFG Bank (China), Ltd.	16,530百万円
日本生命保険相互会社	15,000百万円
株式会社国際協力銀行	13,751百万円
株式会社三菱UFJ銀行	13,500百万円
株式会社大垣共立銀行	12,500百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする、複数の金融機関の協調融資によるものです。

(7) 財産及び損益の状況

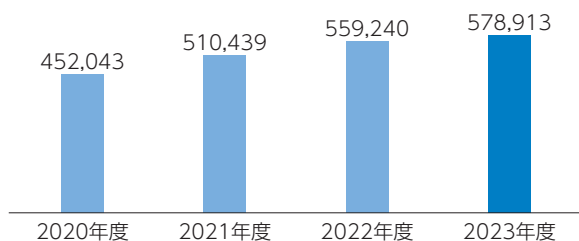
企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	452,043	510,439	559,240	578,913
営業利益 (百万円)	50,823	83,527	66,761	66,397
経常利益 (百万円)	53,006	86,248	65,887	63,042
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	38,496	70,851	55,048	40,562
1株当たり当期純利益 (円)	121.61	226.56	177.47	133.65
総資産 (百万円)	908,967	982,833	1,029,168	1,127,576
純資産 (百万円)	517,892	589,594	642,446	703,225
(参考)				
連結子会社	45社	45社	47社	47社
持分法適用会社	2社	2社	2社	1社

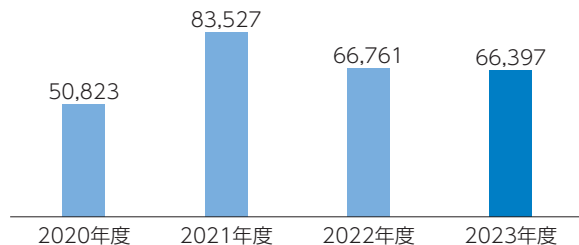
(注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、「1.企業集団の現況に関する事項」の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載の通りであります。

2. 2021年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

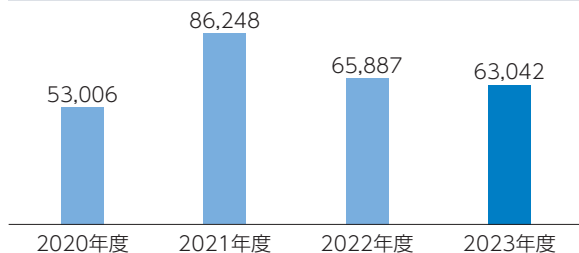
■ 売上高 (百万円)



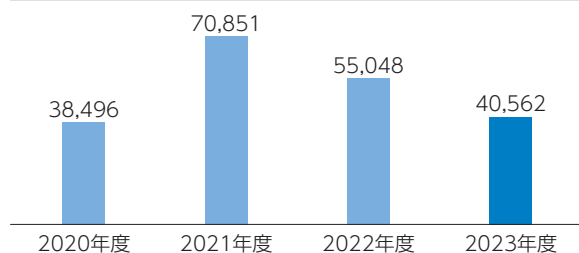
■ 営業利益 (百万円)



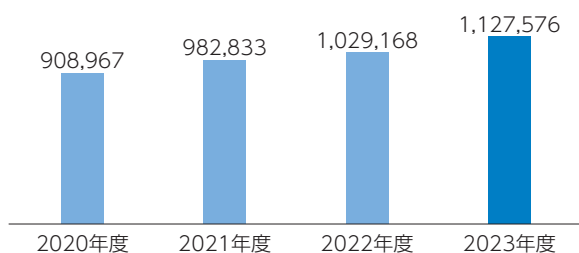
■ 経常利益 (百万円)



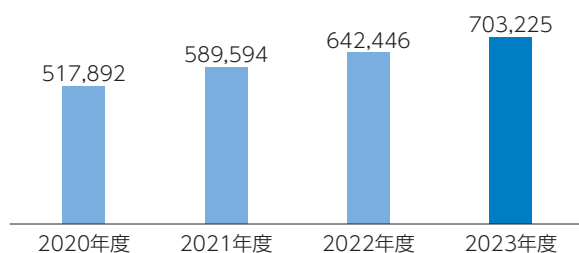
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



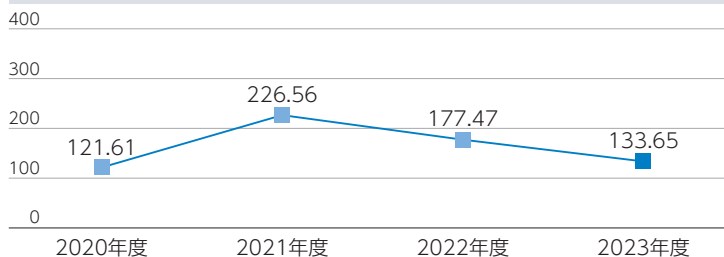
■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



(8) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
NGK CERAMICS EUROPE S.A.(ベルギー)	15,835万ユーロ	100.0%	自動車排ガス浄化用触媒担体の製造
NGK CERAMICS USA, INC.(米国)	1,500万米ドル	(注) 1 100.0%	自動車排ガス浄化用触媒担体の製造
NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司(中国)	24,780万米ドル	(注) 2 100.0%	自動車排ガス浄化用触媒担体、ディーゼル・パティキュレート・フィルター(DPF)、ガソリン・パティキュレート・フィルター(GPF)の製造及び販売
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.(ポーランド)	24,000万ポーランドズロチ	(注) 1 95.0%	自動車排ガス浄化用触媒担体、ディーゼル・パティキュレート・フィルター(DPF)、ガソリン・パティキュレート・フィルター(GPF)、センサーの製造
NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.(メキシコ)	140,000万メキシコペソ	95.0%	自動車排ガス浄化用触媒担体、ディーゼル・パティキュレート・フィルター(DPF)の製造
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.(タイ)	270,000万タイバーツ	(注) 2 95.0%	自動車排ガス浄化用触媒担体の製造及び販売
エヌジーケー・セラミックデバイス株式会社(愛知県小牧市)	90百万円	100.0%	電子工業用製品、センサー、半導体製造装置用製品の製造
NGKエレクトロデバイス株式会社(山口県美祿市)	3,450百万円	100.0%	セラミックパッケージ、セラミック製電子工業用部品の製造及び販売

(注) 1. 子会社による間接所有のものです。
2. 間接所有による持分を含む比率です。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

部 門	主 要 製 品
エンバロメント事業	自動車排ガス浄化用部品、センサー
デジタルソサエティ事業	半導体製造装置用製品、電子工業用製品、ベリリウム銅製品、金型製品
エネルギー&インダストリー事業	電力貯蔵用NAS [®] 電池（ナトリウム/硫黄電池）、がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置

(10) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

	名 称 ・ 所 在 地
本 社	愛知県名古屋市瑞穂区須田町2番56号
営 業 拠 点	東京本部、大阪支社、札幌営業所、仙台営業所、北陸営業所（富山市）、名古屋営業所、広島営業所、高松営業所、福岡営業所
生 産 拠 点	名古屋工場、知多工場（愛知県半田市）、小牧工場（愛知県小牧市・春日井市）、石川工場（石川県能美市）
研 究 開 発 拠 点	研究開発本部（名古屋市）他

② 子会社

(8)重要な子会社の状況をご参照ください。

(11) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

部 門	従 業 員 数 (人)	
エンバロメント事業	11,213	(1,527)
デジタルソサエティ事業	4,629	(612)
エネルギー&インダストリー事業	2,252	(507)
全 社 (共 通)	1,446	(145)
合 計	19,540	(2,791)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社の従業員数は、4,775人です。

2. 当社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 735,030,000株
- ② 発行済株式の総数 311,956,996株 (自己株式14,029,396株を含む)
- ③ 株 主 数 52,095名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	51,987	17.44
明治安田生命保険相互会社	21,695	7.28
第一生命保険株式会社	21,457	7.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	18,730	6.28
株式会社三菱UFJ銀行	7,204	2.41
全国共済農業協同組合連合会	7,029	2.35
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,387	1.47
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	3,737	1.25
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,384	1.13
J P モルガン証券株式会社	3,347	1.12

- (注) 1. 当社は、自己株式14,029,396株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、上記持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除した株数を基準として算出し、小数点第3位以下を切捨てとしております。
2. 2023年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び共同保有者1社が2023年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
- なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下の通りであります。

氏 名 又 は 名 称	保 有 株 券 等 の 数 千株	株 券 等 保 有 割 合 %
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	7,021	2.25
日興アセットマネジメント株式会社	8,529	2.74
計	15,550	4.99

3. 2023年10月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及び共同保有者3社が2023年10月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 千株	株券等保有割合 %
株式会社三菱UFJ銀行	7,204	2.31
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,504	2.73
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	4,427	1.42
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	326	0.10
計	20,463	6.56

4. 2023年12月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者7社が2023年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 千株	株券等保有割合 %
ブラックロック・ジャパン株式会社	5,628	1.80
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメン・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	411	0.13
ブラックロック (ネザールランド) BV (BlackRock (Netherlands) BV)	470	0.15
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited)	638	0.20
ブラックロック・アセット・マネジメン・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	422	0.14
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)	2,646	0.85
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ． (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	1,478	0.47
ブラックロック・インベストメント・マネジメン (ユーケー) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	915	0.29
計	12,612	4.04

事業報告

5. 2024年4月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、野村証券株式会社及び共同保有者2社が2024年3月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 千株	株券等保有割合 %
野村証券株式会社	683	0.22
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	120	0.04
野村アセットマネジメント株式会社	18,018	5.78
計	18,822	6.03

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	43,000株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. 当社の現況に関する事項 (2) 会社役員 の状況 ⑦ 非金銭報酬等について」に記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の氏名等

(2024年3月31日現在)

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役会長	愛知県経営者協会 会長、 東海旅客鉄道株式会社 社外取締役、 東邦瓦斯株式会社 社外取締役	大 島 卓
代表取締役社長	経営全般、経営会議議長、戦略会議議長、 E S G統括委員長、リスク統括委員長	小 林 茂
代表取締役副社長	技術統括、研究開発本部・製造技術本部・DX推進統括部・ 品質経営統括部・環境安全衛生統括部所管、 開発・事業化委員長、品質委員長、環境安全衛生委員長	丹 羽 智 明
代表取締役副社長	事業本部所管、NV推進本部長、開発・事業化副委員長、 経営業務の管理責任者	岩 崎 良 平
取締役専務執行役員	業務監査部・人材統括部・グループコンプライアンス部・ 法務部・知的財産部・総務部所管、 コンプライアンス全社統括責任者、 コンプライアンス委員長、内部統制委員長、HR委員長、 個人情報総括管理責任者、 特定個人情報等の統括責任者、建設業法統括責任者、 Chief Personal Data Protection Officer	山 田 忠 明
取締役常務執行役員	E S G推進統括部・経営企画室・秘書室・財務部・資材部所管、 グループ会社統括、リスク統括副委員長	神 藤 英 明
取 締 役	蒲野総合法律事務所 代表弁護士、 株式会社スパンクリートコーポレーション 社外取締役、 ハウス食品グループ本社株式会社 社外取締役（監査等委員）	蒲 野 宏 之
取 締 役	太陽誘電株式会社 社外取締役	浜 田 恵美子
取 締 役	株式会社パナソニックグループ 社外取締役（監査等委員）	古 川 一 夫
常 勤 監 査 役		佐 治 信 光
常 勤 監 査 役		八 木 尚 也
監 査 役	一般社団法人日本自動車連盟 代表理事・会長	坂 口 正 芳
監 査 役		木 村 高 志

(注) 1. 当事業年度中の監査役の異動

- ① 2023年6月26日付にて島崎毅氏は監査役を退任しました。
- ② 2023年6月26日付にて八木尚也氏は新たに監査役に選任され、就任しました。

2. 当事業年度中の取締役の担当の異動

- ① 取締役山田忠明氏は、2023年6月26日付にて大阪支社長を退任しました。
 - ② 取締役神藤英明氏は、2023年6月26日付にてリスク統括副委員長に就任しました。
3. 取締役蒲野宏之氏、取締役浜田恵美子氏、取締役古川一夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、蒲野宏之氏、浜田恵美子氏、古川一夫氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 取締役浜田恵美子氏の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。
5. 監査役坂口正芳氏、監査役木村高志氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、坂口正芳氏、木村高志氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 監査役八木尚也氏は、金融機関における実務経験を有し、また、当社入社後は当社及び海外子会社の財務業務を担当するなど長年にわたり財務業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役木村高志氏は、長年にわたる金融機関等での業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 社外役員の重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
- ① 当社は、当事業年度中に太陽誘電株式会社に対しセラミックス製品等を販売しております。
 - ② 当社は、当事業年度中に株式会社パナソニックグループの完全子会社である株式会社パナソニックに対し人材派遣料等を支払っております。

9. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下の25名です。

(2024年3月31日現在)

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
専務執行役員	エネルギー&インダストリー事業本部長、大阪支社長	石川 修平
専務執行役員	研究開発本部長	七瀧 努
専務執行役員	デジタルソサエティ事業本部長、 エヌジーケー・セラミックデバイス株式会社 取締役会長、 NGKエレクトロデバイス株式会社 取締役会長	松田 弘人
常務執行役員	エンバイロメント事業本部長、名古屋事業所長、 NGK (蘇州) 環保陶瓷有限公司 董事長	森 潤
常務執行役員	エンバイロメント事業本部センサ事業部長	倉知 寛
常務執行役員	エネルギー&インダストリー事業本部技術統括 (エナジーストレージ担当)	井上 昌信
常務執行役員	エンバイロメント事業本部営業統括部長	加藤 宏治
常務執行役員	製造技術本部長、設備委員長	宮嶋 敦
常務執行役員	エネルギー&インダストリー事業本部副本部長、 同本部エナジーストレージ事業部長	篠原 宏行
執行役員	NV推進本部ビジネスクリエーション担当	大和田 巖
執行役員	D X推進統括部・品質経営統括部・環境安全衛生統括部担当	市岡 立美
執行役員	E S G推進統括部・秘書室担当、 E S G推進統括部長、東京本部長	石原 亮
執行役員	業務監査部・グループコンプライアンス部・法務部・ 知的財産部担当、コンプライアンス副委員長、 競争法全社統括責任者	稲垣 真弓
執行役員	エンバイロメント事業本部技術統括部長	坂本 浩文
執行役員	NGKエレクトロデバイス株式会社 代表取締役社長、 デジタルソサエティ事業本部 P E C事業推進部長	清水 秀樹
執行役員	エネルギー&インダストリー事業本部ガイシ事業部長	多田 和史
執行役員	NGK EUROPE GmbH 取締役社長	武田 龍悟
執行役員	FM INDUSTRIES, INC. 取締役社長	デイビッド ミラー David Miller
執行役員	デジタルソサエティ事業本部電子デバイス事業部長、 同事業部営業部長、小牧事業所長	大西 孝生
執行役員	研究開発本部 D S 開発統括部長	吉野 隆史
執行役員	エネルギー&インダストリー事業本部産業プロセス事業部長	則竹 基生
執行役員	デジタルソサエティ事業本部金属事業部長、知多事業所長	夏目 欣秀
執行役員	人材統括部担当、人材統括部長、同部健康経営推進室長	野崎 正人

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
執 行 役 員	デジタルソサエティ事業本部HPC事業部長	今 井 康 喜
執 行 役 員	経営企画室担当、経営企画室長	藤 田 浩 基

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は以下の内容で、役員等を対象とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。現行契約の締結に係る取締役会決議日は2023年6月26日です。

イ. 被保険者の範囲

全ての当社の取締役、監査役及び執行役員

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する場合、犯罪行為または違法であることを認識しながら行った行為に起因する場合等における役員等自身の損害等は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。保険料については、全額当社が負担しております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	526	301	150	74	6
社外取締役	42	42	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	71	71	-	-	3
社外監査役	28	28	-	-	2

(注) 上記監査役(社外監査役を除く)の報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額並びに対象となる役員の員数には、2023年6月26日に退任した監査役1名及び同人に対する報酬等の額を含んでおります。

④ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「取締役等の報酬等の内容の決定に関する方針」を、取締役会の諮問を受け、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会（委員長：独立社外取締役）において審議し、取締役会が同委員会の答申を踏まえて決定しております。その内容と概要は以下の通りです。

イ. 基本的な考え方

当社の役員報酬については、NGKグループ理念の実践、NGKグループビジョンの実現を通じ、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資することを目的としてその制度を定める。報酬等の水準や構成等は上記の目的に照らして適切であるか適宜見直しを行い、また、報酬ガバナンスの透明性と公正性を確保すべく努める。

ロ. 報酬等の水準

報酬等の水準の決定に際しては、社会経済情勢や当社が置かれた経営環境に拠り、信頼できる外部調査機関の役員報酬に関する集計データを参照し、また、必要に応じて類似規模の企業群や国内外の人材市場における報酬水準等を勘案する。

ハ. 報酬等の構成

(a) 取締役（社外取締役を除く）及び執行役員

業績向上のための健全なリスクテイクを促し役員の意欲を高めること、株主との価値共有を進めること、将来の企業価値向上に対する意識付けを行うこと、これらの観点から報酬等の構成を以下の通りとする。また、現金報酬部分についてその職分に応じた代表取締役手当、取締役手当を設定する。

- ・現金報酬①：年額固定の基本報酬
- ・現金報酬②：単年度の業績に応じて変動する業績連動賞与
- ・株式関連報酬：株価を通じて中長期の企業価値向上に連動する譲渡制限付株式（ただし、譲渡制限付株式の付与について、一時的ではない海外居住者である執行役員に対しては別の取扱いをすることがある）

(b) 社外取締役及び監査役

それぞれ、経営の監督機能、経営の監査業務を担うことから、経営からの独立性を重視する観点に立ち、年額固定の基本報酬のみを支給して業績連動賞与及び譲渡制限付株式は支給しない。

監査役の個人別の報酬等は監査役の協議により決定する。

二. 報酬等の内容

(a) 基本報酬の算定方法の決定方針

報酬全体の水準並びに後記(b)及び(c)の変動報酬部分の割合を決定した上で、適切な年額固定の基本報酬額を設定する。その額は役職位に応じて決定する。

(b) 業績連動賞与に関わる業績指標の内容及び算定方法の決定方針

連結の売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益（以下、純利益という。）、資本効率等の指標、並びに当社の中期的な重要経営課題として掲げる事項を指標とし、当該年度の業績の実績と外部公表を行った業績目標及び前年度業績との比較、また、中期的経営課題の当該年度の達成度の評価等により業績連動賞与の支給額を算定する。

その算定の考え方は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の役職位ごとに基準となる賞与額を定め（以下、基準額という。）、基準額に対して一定の幅で変動するターゲット方式とする。

(c) 譲渡制限付株式の内容及び算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して、株価への感度をより引き上げること、株価変動によるメリットとリスクの株主との一層の共有、中長期的な企業価値向上への意欲を高めること等を目的として、譲渡制限付株式を付与する。譲渡制限付株式は、予めこれを付与した上で原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任した時をもって解除する。ただし、正式な事由以外の事由により退任した場合には、譲渡制限を解除する株式数及び時期を必要に応じて合理的に調整し、当社は、譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。株価の変動がその価値に直結することから、譲渡制限付株式は付与金額を固定するのではなく、その付与数を役職位に応じて固定的に設定する。

(d) 基本報酬、業績連動賞与及び譲渡制限付株式が占める割合の決定方針

当社の事業が産業や生活の社会的基盤に資する製品を多く取り扱っている素材型産業であること、また新製品や新事業の創出に際して材料技術や生産技術など自社が独自に開発した技術を重視し、その開発と新製品の上市及び収益への貢献には比較的長期間を要していることから、中長期の業績の安定と向上を重視する観点に立ち、業績連動賞与の額と譲渡制限付株式の金額換算を合計した変動報酬部分が、報酬等の合計額の適切な割合を占めるよう設定する。

なお、当事業年度における取締役の報酬等の構成比率は下記の通りです。

支給対象者	基本報酬	業績連動賞与	株式関連報酬
代表取締役	55%	30%	15%
取締役（社外取締役を除く）	64%	22%	14%
社外取締役	100%	-	-

(e) 報酬等を支給または付与する時期

年額固定の基本報酬は、その12分の1を毎月末に支払う。

業績連動賞与は、当期の業績確定後にこれを反映した額を毎年6月末に支払う。譲渡制限付株式は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の選任後原則1ヶ月の内に取締役会で行われる決議に基づき各対象者に支給される金銭報酬債権の全部について、当該取締役会決議後原則1ヶ月の内に定められた払込期日において現物出資財産として払い込みを受け、これに対し当社普通株式の付与を行う。

ホ. 報酬ガバナンス

(a) 役員の報酬等に関わる指名・報酬諮問委員会の権能

独立社外取締役を過半数として設置した指名・報酬諮問委員会は、取締役、執行役員及び監査役の報酬等に関わる以下の項目について取締役会からの諮問を受け、これを審議し、決議した内容を取締役に答申する。

- ・報酬等の決定に関する方針と手続
- ・取締役及び監査役全体の報酬等の総額の上限
- ・取締役及び執行役員の各個人の役職位に応じた基本報酬額、業績連動賞与の基準額、及び譲渡制限付株式の付与数（譲渡制限付株式の付与のための報酬等として支給する金銭債権の水準）
- ・取締役の各個人の業績連動賞与の支給額

また、執行役員の各個人の業績連動賞与の支給額は、取締役会からの諮問を受け、指名・報酬諮問委員会が確認し、取締役会に報告する。

(b) 取締役会決議による決定

取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を受け、これを十分に斟酌した上で、その決議により取締役及び執行役員の各個人の役職位に応じた基本報酬額、業績連動賞与の基準額、及び譲渡制限付株式の付与数（譲渡制限付株式の付与のための報酬等として支給する金銭債権の水準）並びに取締役の各個人の業績連動賞与の支給額を決定する。

へ. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会（委員長：独立社外取締役）において当該方針と報酬等の額の決定方法の整合性、報酬等の額を算出する方法の合理性をはじめとする事項について審議し、取締役会は同委員会の審議及び答申の内容を確認した上で決定を行っていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度における指名・報酬諮問委員会の構成員の氏名等は以下の通りです。また、審議プロセスの適正性確認のため、社外監査役1名がオブザーバーとして出席しております。

委員長	社外取締役	蒲野宏之※
委員	社外取締役	浜田恵美子※、古川一夫※
	代表取締役	大島卓、小林茂
オブザーバー	社外監査役	坂口正芳※

※社外取締役の3名及び社外監査役1名は当社の独立役員であります。

⑤ 役員の報酬等に関する株主総会の決議及びその内容について

支給対象者	決議年月日と決議の内容	決議時の支給対象者の員数	(参考) 報酬の種類
取締役	2007年6月28日 報酬等の額：年額8億円以内	14名 (うち社外取締役2名)	基本報酬・ 業績連動賞与(社外 取締役除く)
	2017年6月29日 上記のうち社外取締役に対する報酬 枠として年額3,000万円以内から年 額6,000万円以内に改定	13名 (うち社外取締役3名)	
取締役 (社外取締役 を除く)	2022年6月27日 譲渡制限付株式の付与のための報酬 等として支給する金銭債権の総額： 年額2億円以内	6名	譲渡制限付株式報酬
監査役	2023年6月26日 報酬等の額：年額1億5,000万円以 内	4名	基本報酬

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

イ. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び理由

当社は、業績連動報酬等として業績連動賞与を取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に支給しており、その算定に用いる指標は以下の通りです。

短期的な指標としては、業績達成目標と毎年度の成長を重視しつつ、資本効率の観点を加味し、以下の連結業績数値を採用しております。

- (a) 当事業年度の連結業績実績のうち、売上高、営業利益、純利益、
投下資本利益率(期首(又は期中)に設定した目標と実績)※
 - (b) 前事業年度の連結業績実績のうち、売上高、営業利益、純利益
- ※NGK版ROIC(営業利益、売掛債権、棚卸資産、固定資産を基に計算)

また、中期的な成長を重視し、NGKグループビジョンの達成及びESG重視の観点より、以下の重要課題について、各年度の目標に対する達成度を指標といたします。

- (a) NGKグループビジョンに掲げた中長期業績目標のうち営業利益
- (b) 新製品・新事業の創出－Keep Up 30
- (c) CO₂排出量削減の取組み

ロ. 業績連動報酬等の額の算定方法

業績連動賞与については、以下の方法に則って個人別の支払額を決定しております。

- (a) 役職位ごとに算定の基準となる基準賞与額を設定する。
- (b) 基準賞与額を各業績指標に配分する。配分は短期視点より中長期視点の項目の比率を高め、代表取締役以外の取締役、及び執行役員については個人業績に対する代表取締役の査定を配分項目に加える。
- (c) 配分された各項目について▲100%から+100%の範囲で評価し、各項目の評価額を算出する。
- (d) これらの額を合計して業績連動賞与の額を算出する。

これらにより、業績連動賞与の実際の支払額は基準賞与額に対して▲100%から+100%の範囲で変動いたします。

業績連動賞与の項目別の配分割合と業績評価指数（除く個人評価）

項目	配分割合	評価係数変動割合	業績評価指数
短期的 指標	40%	▲100%～ +100%	連結業績（売上高・営業利益・純利益） ・前期実績値 ・当期実績値
		▲100%～ +100%	投下資本利益率 ・期首目標値 ・当期実績値
中長期的 指標	60%	▲100%～ +100%	中長期業績目標（営業利益） ・2025年目標に向けた経過年別目標値 ・当期実績値
		▲100%～ +100%	重要課題達成度（新製品・新事業の創出－Keep Up 30、CO ₂ 排出量削減の取組み等）

八. 業績連動報酬の額の算定に用いた業績指標に関する実績

当年度の業績連動賞与の算出に用いた主な指標の実績は以下の通りです。

- (a) 前期連結業績数値：
売上高 5,592億円、営業利益 667億円、純利益 550億円
- (b) 期首目標値：
投下資本利益率 9.3%
- (c) 当期連結業績数値：
売上高 5,789億円、営業利益 663億円、純利益 405億円、
投下資本利益率 9.8%
- (d) NGKグループビジョンに掲げた中長期業績目標のうち営業利益：
実績 663億円
- (e) 新製品・新事業の創出－Keep Up 30：
新製品（当社定義による）売上高比率は未達成
- (f) CO₂排出量削減の取組み：
CO₂削減効果：CO₂排出量原単位※の削減（省エネ）等により、
2023年度CO₂排出量（連結）目標56万トン達成
※CO₂排出量単位：CO₂排出量÷単位生産量

⑦ 非金銭報酬等について

イ. 非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（一時的でない海外居住者である執行役員を除く）に対して、株価への感度をより引き上げること、株価変動によるメリットとリスクの株主との一層の共有、中長期的な企業価値向上への意欲を高めること等を目的として譲渡制限付株式報酬を付与いたします。株価の変動がその価値に直結することから、譲渡制限付株式は付与金額を固定するのではなく、その付与数を役職位に応じて固定的に設定しております。

当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬の概要は以下の通りです。

譲渡制限付株式報酬の概要	
発行する株式の種類及び数	当社普通株式 127,000株
発行価額	1株につき1,714円
発行総額	217,678,000円
割当対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 6名 43,000株
	当社の取締役を兼務しない執行役員（一時的でない海外居住者である執行役員を除く） 24名 84,000株

(注) 譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）に定める譲渡制限期間について
割当対象者は、本割当契約により割当を受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの期間、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

ロ. クローバック条項

当社は、譲渡制限付株式の割当対象者が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、累積した本割当株式の全部を無償で取得する条項を定めております。

ハ. 取締役及び執行役員の株式保有ガイドライン

取締役及び執行役員と株主との価値共有意識を醸成し、NGKグループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資することを目的に、自社株式等※の保有ガイドラインを定め、原則として就任から3年以内に以下の価値に相当する自社株式等の保有に努めることとしております。

※権利行使開始日到達前の株式報酬型ストックオプションを含んでおります。

対象者	
取締役（会長、社長）	基本報酬（年額）の150%以上
取締役(注)1、及び執行役員(注)2	基本報酬（年額）の100%以上

- (注) 1. 会長、社長、社外取締役を除く
 2. 一時的でない海外居住者である執行役員を除く

⑧ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
	蒲野宏之	<p>当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、弁護士としての専門性及び豊富な経験に加え、幅広い見識を活かして、法務戦略や中長期的な経営戦略の策定等について意見を述べております。</p> <p>また、事業判断の根拠について質問を行う等により、適切に業務を執行しているか確認をしております。</p> <p>そして、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された同委員会4回の全てに出席し、役員の人事及び報酬の審議を主導することにより、独立した客観的立場からそれらの決定に貢献する等、経営陣の監督に務めております。</p>
社外取締役	浜田恵美子	<p>当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、事業開発に携わった経験及び研究開発に係る幅広い見識を活かして、商品開発や新規事業の進め方、知財戦略等について意見を述べております。</p> <p>また、研究開発の優位性について質問を行う等により、企業価値向上に繋がる研究開発を行っているか確認をしております。</p> <p>そして、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会4回の全てに出席し、役員の人事及び報酬の審議に携わることにより、独立した客観的立場からそれらの決定に貢献する等、経営陣の監督に務めております。</p>
	古川一夫	<p>当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、情報通信をはじめとする技術分野の知見と大規模組織運営の経験を活かして、投資家の視点を踏まえた経営判断・事業活動全般について幅広く意見を述べております。</p> <p>また、中長期的な事業展開について質問を行う等により、企業の持続的な成長を促す事業戦略を立てているか確認をしております。</p> <p>そして、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会4回の全てに出席し、役員の人事及び報酬の審議に携わることにより、独立した客観的立場からそれらの決定に貢献する等、経営陣の監督に務めております。</p>

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 監 査 役	坂 口 正 芳	<p>当事業年度開催の取締役会15回の全て、監査役会14回の全てに出席し、行政における豊富な経験と大規模組織運営の実績を活かして、国際情勢の事業活動への影響やリスク管理体制の強化等について意見を述べております。</p> <p>そして、指名・報酬諮問委員会のオブザーバーとして、当事業年度に開催された同委員会4回の全てに出席し、審議プロセスの適正性を確認しています。</p>
	木 村 高 志	<p>当事業年度開催の取締役会15回の全て、監査役会14回の全てに出席し、金融機関・事業会社における経営者及び監査役としての経験及び幅広い見識を活かして、財務管理や子会社を含めたガバナンス体制、意思決定のあり方等について意見を述べております。</p>

□. 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月29日開催の第140期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役について、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次の通りであります。

(社外取締役及び社外監査役の責任限定契約の概要)

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後も中立の立場から客観的にその職務を執行する。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	69百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人から監査項目の内容と予定監査時間等の算定根拠について説明を受け、また、監査報酬額の推移と増減理由も確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
4. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬の額が1百万円あります。

③ 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、社債コンフォートレター作成業務に係る対価等を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

3. コーポレートガバナンス体制について

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築、維持することをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

(2) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を選択し、コーポレートガバナンス体制としては、株主総会、取締役会、監査役会に加え、社長の意思決定を補助するための経営会議、ESG統括委員会、リスク統括委員会及び各委員会を設置し、重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンスの実効性を高めております。

また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定及びその執行を行っていく必要があるとの認識のもと、当社は執行役員制度を導入することによって、経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割の明確化と機能強化を図っております。

更には、取締役会の監督・監視機能を強化するため、当社を取り巻く各々のリスクを取り扱う各委員会のうち、主要な委員会から取締役会への報告を義務付けるとともに、指名・報酬諮問委員会、経営協議会、社外役員会議、経営倫理委員会等を設置し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨の徹底を図っております。

当社は、今後も引き続き、より充実したコーポレートガバナンス体制を実現してまいります。

(3) 取締役会の実効性評価

当社取締役会では、各種法令や定款、社内規程に則って適切な議事運営が行われており、議論も活発に行われております。取締役会の実効性について、当社取締役会は毎年度終了時に取締役及び監査役を対象としたアンケートを実施し、分析と評価を外部機関に委託してその結果を取締役会において報告するとともに、評価結果に基づく課題認識を踏まえて、取締役会の実効性向上のための具体的な取り組みを行っております。これらの取り組みを通じて、当社は引き続き取締役会の実効性の確保、強化に努めてまいります。なお、取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要は、当社ウェブサイトに掲載しております。

4. 業務の適正を確保するための体制等

(1) 当該体制等の整備についての取締役会決議の内容

当社取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとされる体制を以下の通り構築し、社長以下の業務執行機関がその運用にあたる。

① 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 取締役会は、取締役が法令、定款及び企業倫理に則りその職務を執行するため、取締役会規則、並びに子会社を包含するNGKグループ企業行動指針及びNGKグループ行動規範を制定し、取締役はこれを遵守する。
- (ロ) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス活動基本要領に基づいて法令・企業倫理の遵守活動、特別危機管理事案への対応等を審議する。また、本委員会に各部門のコンプライアンス遵守の実務責任者から構成される推進部会を設置し、日常業務における法令・社内規則の遵守を図る。
法令・社内規則違反その他、NGKグループ企業行動指針及びNGKグループ行動規範の趣旨に反する事実を発見した場合における職制外の相談・報告ルートとしてヘルプライン制度を設置し、ヘルプライン制度運用規程に基づき運営する。

- (ハ) 内部統制委員会を設置し、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」についての審議を行う。
業務監査部を設置し、内部監査の専門部署として各部門の業務執行状況について内部監査を実施するとともに、適切な統制の実行体制が構築・運営されることを確保する。
品質委員会及び環境安全衛生委員会を設置し、その事務局である各部署は専門分野に特化した形でグループ内の監査（以下、「専門監査」という。）を実施する。専門監査には、必要に応じてコンプライアンス委員長が関与する。
- (二) 経営倫理委員会を設置し、社外役員を主要な構成員として、当社の役員等が関与する不正及び法令違反並びに競争法及び海外腐敗行為防止法への対応（以下、「本件事項」という。）を取り扱う。本件事項に係る内部通報については、ヘルプライン制度とは別に設置するホットライン制度を利用する。ホットライン制度においては予め指定された外部の弁護士が内部通報を受理し、本委員会に直接報告する。本件事項については本委員会が取締役に直接報告する管理体制を構築し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
- (ホ) 取締役は、上記コンプライアンス体制の実効性を日常的に点検し、その実効性に関する問題又は法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告し、対策を講じる。
- (ヘ) 取締役は、個別の業務領域におけるコンプライアンス管理について、コンプライアンス活動基本要領を構成する基本的な考え方に留意しつつ、必要に応じて適切な体制を構築し、継続的に見直しを図る。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等に基づき、適切且つ検索性の高い状態で保存・管理するものとし、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 全社的なリスクについては、リスク統括委員会がリスク統括委員会規程に基づき、リスクマネジメントに係る方針策定、体制構築、リスクマネジメント全般の執行状況のモニタリング等を取り扱う。

また、個別のリスク事項（管理すべき重要なリスクを含む）への対処は、当該リスク事項を管理、監督すべき部門または次に掲げる委員会の長の責任の下で、当該部門または委員会が一義的に行う。

- ・ E S G統括委員会：E S G・S D G s要素を含むサステナビリティ課題に関する事項
- ・ 開発・事業化委員会：開発・事業化に関する事項
- ・ 設備委員会：設備投資・情報システムに関する事項
- ・ 品質委員会：製品等品質問題に関する事項
- ・ 環境安全衛生委員会：法令対応等の環境管理及び安全衛生に関する事項
- ・ コンプライアンス委員会：法令・企業倫理に関する事項
- ・ 内部統制委員会：財務報告に係る内部統制の評価及び報告に関する事項
- ・ H R委員会：人権・人事施策に関する事項
- ・ B C P対策本部：事業継続に関する事項
- ・ 中央防災対策本部：設備等関連事件・事故・災害に関する事項
- ・ 安全保障輸出管理／特定輸出・通関管理委員会：輸出管理等に関する事項
- ・ 経営倫理委員会：上記①（二）に定める本件事項

(ロ) 災害、事故その他のリスクが現に発現した場合等には、危機管理基本規程に基づき、同規程が定める部門及び委員会等が対応する。このうち著しく重大なリスクに関しては、経営企画室担当執行役員の判断で、社長の参加する対策会議を招集し、対応に当たる。

(ハ) 日常的な事業運営上のリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定、設備投資及び研究開発等の決裁プロセスにおいて総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防する。

④ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括する。社長の意思決定を助けるため、経営会議、戦略会議、ESG統括委員会、リスク統括委員会、開発・事業化委員会、設備委員会、品質委員会、環境安全衛生委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、HR委員会、その他の委員会を設置し、総合的に審議・調整を行う。
- (ロ) 取締役の日々の業務執行については、職務権限表・業務分掌規程・各種決裁手続規程によって、それぞれの責任者及びその責任範囲、並びに執行手続の詳細について定めることで各部門の長等に権限委譲を行い、業務執行の効率化を図る。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 取締役会は、使用人が法令及び定款並びに企業倫理に則りその職務を執行するため、NGKグループ企業行動指針及びNGKグループ行動規範を定める。また、コンプライアンス委員会による使用人に対するコンプライアンス教育の実施、ヘルプライン制度及びホットライン制度の運用を通じて、コンプライアンス体制の整備を図る。
- (ロ) 使用人は、法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合には直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告する。
- (ハ) 業務監査部は、各部門の業務執行状況について内部監査を実施するとともに、適切な統制の実行体制が構築・運営されることを確保する。また、品質委員会・環境安全衛生委員会の事務局である各部署は専門監査を実施し、必要に応じてコンプライアンス委員長がこれに関与する。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (a) 子会社を所管する部門は、所管する子会社に対し、子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）について、適宜、報告させるものとする。子会社から報告を受けた所管部門は、必要に応じてグループ会社統括事務局である経営企画室に報告し、グループ会社統括執行役員への情報の一元化を図るとともに、関連する本社部門に報告するものとする。所管部門は、子会社においてコンプライアンス上の問題や事件・事故が発生した場合には、上記に加え、遅滞なくコンプライアンス委員長に報告するものとする。
 - (b) 当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又はコンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、当社のコンプライアンス委員会に報告するものとする。
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社における重要な財産の処分及び譲受、設備投資、資金借入、融資及び債務保証、営業債権の処分等について、その内容・規模に応じて当社の所管部門の決裁、経営会議審議の上での社長決裁又は取締役会決議による承認を得ることとする旨を「職務権限表」に定め、子会社の損失の危険を管理するものとする。
- (ハ) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 子会社を所管する部門はその指導の下、子会社に事業方針を策定させ、取締役会の決定に反映させる。取締役会の決定に基づく業務執行については、子会社の社長に、業務執行上の最高責任者として子会社の業務を統括させる。
 - (b) 子会社の取締役の日々の業務執行については、子会社において職務権限、業務分掌、決裁手続に係る規程を作成させ、これらの規程においてそれぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行わせ、業務執行の効率化を図らせる。

- (二) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社を包含するNGKグループ企業行動指針及びNGKグループ行動規範を定め、当社及びその子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守意識の醸成を図るとともに、適正に業務を執行する体制を整備する。また、子会社への監査役の派遣並びに当社の業務監査部による内部監査及び専門監査の実施等により、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持を図る。当社のヘルプライン制度及びホットライン制度については、子会社の役職員も利用可能とする。また、海外子会社においては、各々の国情・文化・社会風土等を勘案し、ヘルプライン又はこれを補完・代替する体制を整備する。

⑦ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、適切に対処する。
- (ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行う。
- (ハ) 監査役は必要に応じていつでも当該使用人に対し指示を行うことができ、当該使用人は当該指示を優先して職務を行う。

⑧ 当社監査役への報告に関する体制

- (イ) 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制
- (a) 取締役は、上記①に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。
- (b) 使用人は、上記⑤に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告し、報告を受けた上司、関連部門の取締役又は社内担当部門は、直ちに監査役に報告するものとする。

- (c) コンプライアンス体制の運用状況、ヘルプライン制度の運用状況、内部監査結果の他、監査役がその職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、各担当部門は監査役に報告するものとする。
 - (d) 監査役は、取締役会の他、経営会議、その他の重要な会議に出席し、必要な情報を適時に入手する。
- (ロ) 子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「役職員」という。）又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- (a) 子会社の役職員又は上記⑥(イ)(a)の定めにより子会社から報告を受けた所管部門は、法令違反その他コンプライアンス上の問題又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社監査役に報告するものとする。
 - (b) 当社監査役は、定期的子会社の監査役または監査担当者との連絡会を開催し、子会社の運営状況について報告させるものとする。
 - (c) 子会社の役職員も利用可能であるヘルプラインの運営事務局は、子会社の案件を含めたヘルプラインの運用実績について、当社監査役も出席するコンプライアンス委員会において報告を行う他、必要に応じて当社監査役に対し報告を行うものとする。

⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

⑩ 当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行に係る費用について、監査役会が策定した内容に基づく予算を措置する。予算外の費用が生じる場合も、その前払又は償還に応じる。

⑪ その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また、監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施するものとする。

(2) 当該体制等の運用状況の概要

① 業務の適正確保に係る重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会は15回開催され、重要な業務執行の決定や当該決定に基づく業務執行の状況の報告がなされており、取締役の職務執行の適正を確保すべく、職務執行の監督がなされております。社長の意思決定を助けるため、主要な業務執行者が参加する経営会議は20回開催され、グループ経営の観点を含め業務執行全般について、総合的な審議を行っております。

各議題に係る業務執行者が参加する戦略会議は22回開催され、経営上の重要な課題等について問題点の抽出や解決方策の検討等を行っております。

社長を委員長とするE S G統括委員会は6回開催され、NGKグループのサステナビリティ（E S G要素を含む中長期の持続可能性）に関する重要な課題、戦略及び行動計画等について審議し、取締役会に報告しております。

また、同じく社長を委員長とするリスク統括委員会は3回開催され、リスクマネジメントに係る方針策定、体制構築、執行状況のモニタリング等を審議し、取締役会に報告しております。

コンプライアンス委員会は3回開催され、法令・企業倫理の遵守に係る活動、並びにヘルプライン及びコンプライアンス教育の運営等に関する報告、審議を行っております。内部統制委員会は3回開催され、「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に関する審議を行っております。コンプライアンス委員会及び内部統制委員会においては委員会開催の都度、その概要を取締役に報告するとともに、監査役がオブザーバーとして参加し、これらの会議における報告、審議に係る情報を入手しております。

経営倫理委員会は5回開催され、役員等の不正・法令違反の防止、競争法・海外腐敗行

為防止法への対応、ホットラインの運営等に関する報告、審議を行っております。特に、競争法遵守については、取締役会が遵守プログラムを策定し、競争法全社統括責任者が経営倫理委員会による監督の下で当該プログラムを実施し、その運用状況を取締役に報告する体制を構築しております。

また、品質コンプライアンスについては、グループ内で共有している品質方針の下、品質委員会が中心となり、品質経営の観点からグループ内への指導・教育等の活動を強力に推進しております。

当社においては、上記のほか、業務の適正確保のみならず、リスク管理や業務執行の効率化の観点から、各種の委員会において実質的な審議が行われ、その概要は必要に応じて取締役会に報告されております。

② 内部通報制度及び子会社情報の管理に係る状況

ヘルプライン及びホットラインについては、その通報窓口が社内に周知され、各規程に従って適切に運用されております。子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）については、グループ会社統括事務局である経営企画室を通じ、グループ会社統括執行役員に適切に報告がなされております。加えて、子会社におけるコンプライアンス上の問題や事件・事故については、コンプライアンス委員長に適切に報告がなされております。

③ 法令等遵守に関する教育の実施状況

当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、各使用人の入社、昇格・昇級及び海外赴任のタイミングで、各対象者に対しそれぞれ法令等遵守に関する研修を実施しているほか、主に基幹職を対象に法令等の解説を行う法令／コンプライアンス連絡会を2か月に1回実施しております。加えて、社外弁護士を講師とし新任役員を対象に会社法及び競争法についての解説を行う研修や、社外弁護士を講師とし役員と基幹職を対象に競争法や契約遵守の重要性についての解説を行う講演会等を実施しております。

④ 内部監査の実施状況

内部監査部門としては、業務監査部を設けており、業務監査部長は内部統制委員会の委員となっております。業務監査部は、取締役会決議により承認された監査計画に沿って当社及び国内外グループ各社の業務執行状況を監査し、社長及び取締役会並びに監査役会に対し監査結果を報告しております。

内部監査については、監査役監査及び会計監査と独立して実施しておりますが、監査の実効性、効率性をあげるため、業務監査部は、監査役（会）及び会計監査人と、監査の方針・計画・結果などについて定期的に情報交換を行っていることに加え、随時、個別の監査結果についてとりまとめ、社長及び常勤監査役に報告しております。

また、品質・環境・安全衛生の各分野の監査については専門的な知見を要することから、各分野に係る委員会の事務局である専門部署がグループ内の監査を実施しており、これらの監査結果については各委員会において報告され、委員会の概要は取締役会において報告されております。

本事業報告中に記載の金額及び株式数は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切捨てにより表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は、千株未満切捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	642,151	流動負債	175,803
現金及び預金	192,656	支払手形及び買掛金	50,269
受取手形	2,392	短期借入金	11,342
売掛金	115,370	1年内返済予定の長期借入金	40,897
契約資産	16,499	未払金	14,972
有価証券	50,015	未払費用	24,756
棚卸資産	239,063	未払法人税等	6,734
その他	26,319	契約負債	12,687
貸倒引当金	△165	その他	14,143
固定資産	485,425	固定負債	248,547
有形固定資産	371,903	社債	52,000
建物及び構築物	129,119	長期借入金	155,086
機械装置及び運搬具	174,122	繰延税金負債	13,464
工具、器具及び備品	9,073	製品保証引当金	424
土地	32,902	退職給付に係る負債	20,906
建設仮勘定	23,297	その他	6,664
その他	3,388	負 債 合 計	424,351
無形固定資産	6,659	(純資産の部)	
ソフトウェア	6,479	株主資本	566,856
その他	180	資本金	70,064
投資その他の資産	106,862	資本剰余金	70,397
投資有価証券	76,709	利益剰余金	451,550
繰延税金資産	9,935	自己株式	△25,155
退職給付に係る資産	16,319	その他の包括利益累計額	128,569
その他	4,214	その他有価証券評価差額金	38,845
貸倒引当金	△317	繰延ヘッジ損益	6
		為替換算調整勘定	82,250
		退職給付に係る調整累計額	7,467
		新株予約権	852
		非支配株主持分	6,947
資 産 合 計	1,127,576	純 資 産 合 計	703,225
		負債・純資産合計	1,127,576

(注) 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		578,913
売上原価		423,059
売上総利益		155,854
販売費及び一般管理費		89,456
営業利益		66,397
営業外収益		
受取利息	1,590	
受取配当金	1,383	
持分法による投資利益	1,567	
その他	1,374	5,915
営業外費用		
支払利息	4,015	
デリバティブ評価損	1,060	
為替差損	2,464	
減価償却費	783	
その他	947	9,271
経常利益		63,042
特別利益		
固定資産売却益	432	
投資有価証券売却益	946	
補助金収入	640	2,019
特別損失		
固定資産処分損	592	
減損損失	6,959	
投資有価証券評価損	956	
関係会社事業損失	376	8,886
税金等調整前当期純利益		56,175
法人税、住民税及び事業税	17,998	
法人税等還付税額	△2	
法人税等調整額	△2,524	15,471
当期純利益		40,703
非支配株主に帰属する当期純利益		140
親会社株主に帰属する当期純利益		40,562

(注) 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
2023年4月1日 残高	69,955	70,305	440,530	△10,294	570,496			
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△17,768		△17,768			
親会社株主に帰属する 当期純利益			40,562		40,562			
自己株式の取得				△14,882	△14,882			
自己株式の処分		7		21	29			
譲渡制限付株式報酬	108	108			217			
持分法の適用範囲の変動			△11,774		△11,774			
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△24			△24			
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)								
連結会計年度中の変動額合計	108	91	11,020	△14,860	△3,640			
2024年3月31日 残高	70,064	70,397	451,550	△25,155	566,856			
	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
2023年4月1日 残高	17,101	△9	42,849	5,009	64,951	882	6,116	642,446
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△17,768
親会社株主に帰属する 当期純利益								40,562
自己株式の取得								△14,882
自己株式の処分								29
譲渡制限付株式報酬								217
持分法の適用範囲の変動								△11,774
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	21,743	15	39,400	2,458	63,617	△29	831	64,419
連結会計年度中の変動額合計	21,743	15	39,400	2,458	63,617	△29	831	60,779
2024年3月31日 残高	38,845	6	82,250	7,467	128,569	852	6,947	703,225

(注) 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	370,460	流動負債	119,754
現金及び預金	113,788	買掛金	46,548
受取手形	586	短期借入金	9,257
売掛金	61,051	1年以内返済予定の長期借入金	20,000
契約資産	11,811	未払金	9,562
有価証券	50,015	未払費用	10,445
商品及び製品	58,752	未払法人税等	4,832
仕掛品	2,998	契約負債	7,698
未成工事支出金	248	関係会社事業損失引当金	1,344
原材料及び貯蔵品	37,181	その他	10,064
短期貸付金	8,322	固定負債	197,172
未収入金	13,601	社債	52,000
未収消費税等	10,380	長期借入金	121,000
その他	1,816	繰延税金負債	5,150
貸倒引当金	△95	退職給付引当金	13,278
固定資産	327,431	製品保証引当金	202
有形固定資産	129,623	債務保証損失引当金	5,278
建物及び構築物	57,955	その他	262
機械及び装置	39,946	負 債 合 計	316,927
車両運搬具	76	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	3,659	株主資本	341,822
土地	18,891	資本金	70,064
建設仮勘定	9,093	資本剰余金	70,358
無形固定資産	4,929	資本準備金	70,350
ソフトウェア	4,795	その他資本剰余金	7
その他	133	利益剰余金	226,555
投資その他の資産	192,878	その他利益剰余金	226,555
投資有価証券	74,906	固定資産圧縮積立金	1,566
関係会社株式	48,577	繰越利益剰余金	224,989
関係会社出資金	31,877	自己株式	△25,155
長期貸付金	40,994	評価・換算差額等	38,289
前払年金費用	8,134	その他有価証券評価差額金	38,271
その他	1,384	繰延ヘッジ損益	18
貸倒引当金	△12,996	新株予約権	852
資 産 合 計	697,892	純 資 産 合 計	380,965
		負債・純資産合計	697,892

(注) 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		307,527
売上原価		225,359
売上総利益		82,167
販売費及び一般管理費		48,054
営業利益		34,113
営業外収益		
受取利息	1,111	
受取配当金	14,920	
受取手数料	4,000	
その他	1,405	
		21,437
営業外費用		
支払利息	1,531	
デリバティブ評価損	743	
為替差損	110	
貸倒引当金繰入額	9,425	
その他	1,312	
		13,123
経常利益		42,427
特別利益		
固定資産売却益	16	
投資有価証券売却益	944	
関係会社株式売却益	665	
補助金収入	218	
		1,845
特別損失		
固定資産処分損	321	
減損損失	1,574	
投資有価証券評価損	956	
		2,852
税引前当期純利益		41,419
法人税、住民税及び事業税	10,616	
法人税等還付税額	△2	
法人税等調整額	△1,050	
当期純利益		31,856

(注) 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 嶋 聡 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 越 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本碍子株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 嶋 聡 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 越 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本碍子株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第158期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

日本碍子株式会社

監査役会

常勤監査役 佐 治 信 光 ㊟

常勤監査役 八 木 尚 也 ㊟

社外監査役 坂 口 正 芳 ㊟

社外監査役 木 村 高 志 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場

名古屋市熱田区
六野一丁目3番16号
当社本館1階ホール

電話: (052)872-7125
☎0120-00-3047
(通話料無料)



名鉄「神宮前駅(東口)」から

- タクシー……約5分
- 徒歩……約25分

- バス……約10分(市バス「名鉄神宮前」停から)
- ①8:58発 名駅18「名古屋駅」行⇒市バス「雁道」停下車

JR・名鉄・地下鉄
「金山駅(北口)」から

- タクシー……約5分

- バス……約10～15分(市バス「金山」停から)
- ①【8番のりば】8:45発、9:22発
金山15「瑞穂運動場東」行⇒市バス「熱田プール」停下車
- ②【8番のりば】9:27発
金山14「瑞穂運動場東」(豆田町経由)行⇒市バス「雁道」停下車
- ③【4番のりば】9:10発 金山18「要町」行⇒市バス「雁道」停下車

JR・地下鉄「鶴舞駅」から

- タクシー……約10分

- バス……約20分(市バス「鶴舞公園」停から)
- ①【3番のりば】9:04発、9:10発、9:16発、9:22発、9:28発
基幹1「鳴尾車庫」、「星崎」行⇒市バス「雁道」停下車
- ②【3番のりば】9:08発 名駅18「名鉄神宮前」行⇒市バス「雁道」停下車

※駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会当日のお土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

